

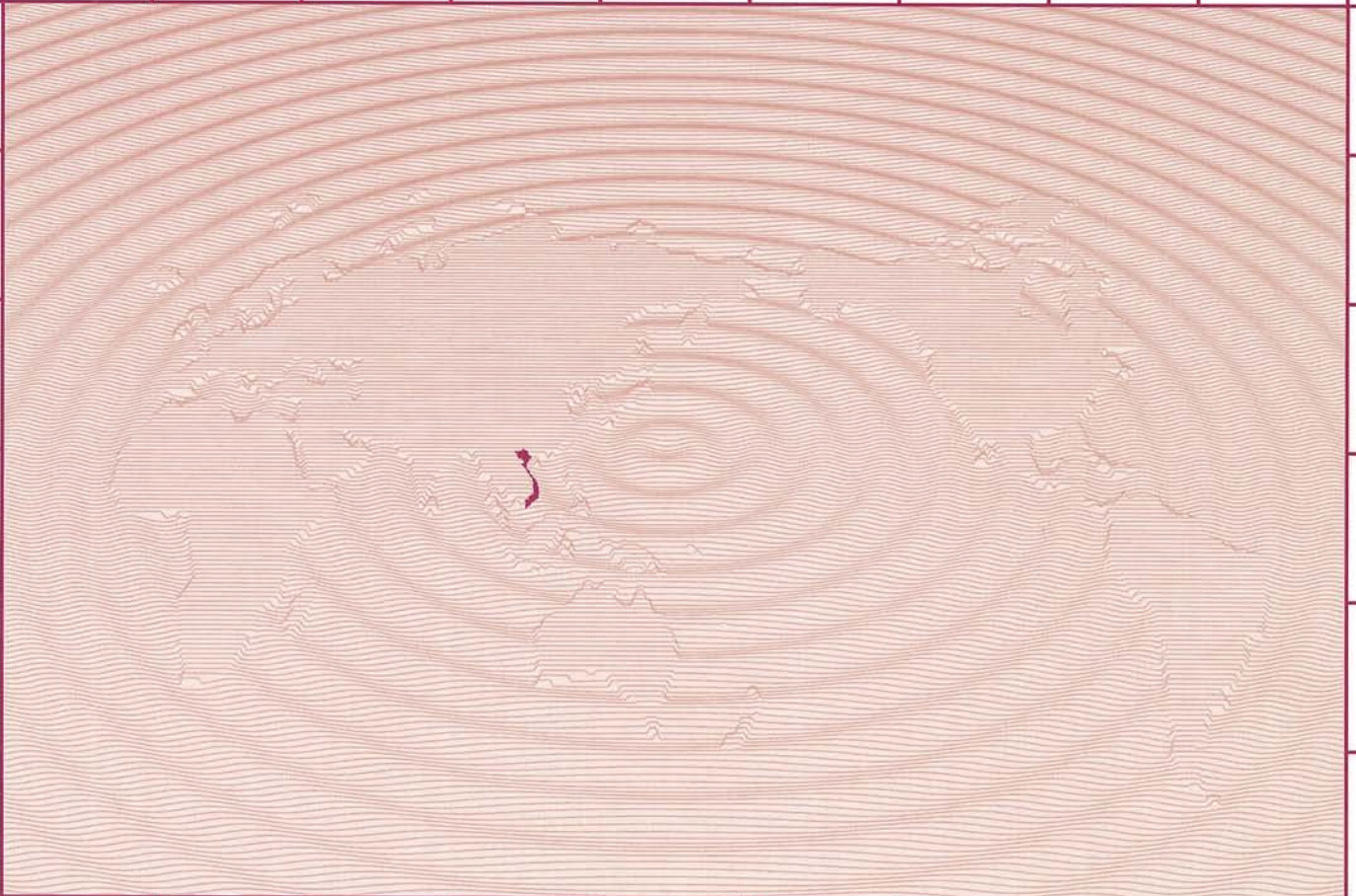


海外消防情報
シリーズ

10

ベトナムの消防事情

[2003年10月]



海外消防情報センター

海外消防情報シリーズ 10

ベトナムの消防事情

(2003年10月)

海外消防情報センター

は し が き

本書は、海外消防情報センターが海外主要国の消防事情について、シリーズでその概要を紹介する計画のもとに既に作成したイギリス・ドイツ・フランス・アメリカ・韓国・中国・フィリピン・マレーシア・インドネシアの9か国の消防事情に次いで、同シリーズの第10号として「ベトナムの消防事情」について編集したものである。

本書の編集に当たっては、本シリーズの既刊の各書同様、総務省消防庁のご指導とご協力を得、さらに関係の機関、団体等のご協力やご教示をいただき、海外消防情報センターが収集している資料等に基づき、取りまとめた。

海外消防情報シリーズ5号からは、アジア諸国の消防事情を取り扱っているが、これらについては、関係各国の比較等の便宜のため冒頭に「アジア諸国の消防事情一覧表」を載せることとした。

ベトナムが統一され、新しい国家として歩み始めてから比較的はまだ日も浅く、消防行政についても、2001年10月に新しく消防法が制定され、目下、その充実・発展への努力が続けられている段階である。全国的な統計も得られていない部分も多く、資料・情報の不足等により、未だ不十分の分野が残されているが、できるだけ早く作成するようという要請もあり、それらの点については今後、機会をみて補完修正することとし、一応このように取りまとめた次第である。

最近のベトナムの消防全般について概括的に紹介した文献がわが国において少ない現状からみて、多少の不十分さを認めながらも、ベトナムの消防事情について関心のある人達に、本書が一応の知識・情報を与えることができれば幸甚である。

なお、さらに専門的にベトナム消防の特定分野について詳しく知りたい向きは、本書の参考文献等を頼りにそれぞれの資料や著作にあたってくださいと思う。

2003年10月

海外消防情報センター長

諏訪部 信

編集方針等

- 本書は、世界主要国の消防事情について、それぞれ概括的に取りまとめていく計画の中で、その第10巻として「ベトナムの消防事情」についてまとめたものである。
- 日本とベトナムでは、例えば、ベトナムでは一般的には救急業務を担当していないなど、消防機関の担っている業務の範囲が異なるところもあるので、本書の対象は、日本の消防機関が行っている業務について、ベトナムの状況を記述し、ベトナムの消防・防災機関等が行っている業務で特徴的なものは、その概要を記述した。
- 本書は、ベトナムの消防事情全般について、概括的な知識を得ることを目的としてその大要を記述したものであって、専門的に特定の分野について、さらに詳しく知りたい向きは、参考文献等を手掛かりにして、専門的な文献・資料等に当たっていただきたい。
- 本書の取り扱う範囲が広く、各種の文献・資料等を参考にしたので、例えば同じ事柄について引用した文献等の統計の数字が記載する場所によって異なっているところもあるが、明らかに間違っていると思われる場合を除き、制度の概要を知る上で格別支障がないと考えられる場合は、そのままにしてある。
- ベトナムは、2001年10月に新しい消防法（正式には「火災予防及び消防に関する法律」）が制定されてから日も浅く、その運用については、実態が不詳な点も多い。制度の紹介や統計数字は、できるだけ最新のものと心掛けたが、不十分と思われる点も多い。それらについては、今後新しい資料等で修正して参りたい。
- 年号については、一般的に西暦によったが、歴史的なもの等については、和暦も併記した。
- 記載項目については、はじめにベトナムの概要について概観し、以下ベトナムの地方制度、消防・防災組織、消防職員等、消防の担当業務等、消防用機械器具等の規格・基準認証制度、消防財政、教育・訓練、救急・救助、消防車両等の保有状況、各種災害の状況等、ハノイ市及びホーチミン市の消防事情について記載した後、火災予防及び消防に関する法律（抄）（仮訳）を参考のため掲載し、最後に関係する参考文献を掲載した。

	インドネシア	韓国	タイ	中国	フィリピン	マレーシア	ベトナム	日本
消防車 消防車1台当人口	? ?	2,225 20,886	? ?	約10,000 123,361	1,066 70,502	281 78,932	366 213,489	22,989(普通) 5,521(備前)
火災件数 人口1万人当火災件数	? ?	34,844(2000) 7.50	2,065(1990) 0.34	179,955(1999) 1.46	7,537 1.00	26,800 7.49	989(1999) 0.13	63,591(2001) 5.01
火災による死者 人口1万人当火災による死者	? ?	546 0.118	24(1988) 0.004	2,722(1997) 0.022	369 0.049	8 0.004	52(1999) 0.007	2,195(2001) 0.173
消防学校・消防大学の教育訓練機関	ジャカルタ市消防局に消防学校があり、他からも受け入れている	中央消防学校(5校) 地方消防学校(5校)	中央訓練センター(建設中、2000年4月一部開校)他に4地区に計画	消防指揮学校(5校) 武警学院(消防課程)	公安大学の管理下に国立消防学校がある	消防救助アカデミー1校・分校建設中 地域訓練センター4	消防大学	消防学校・道府県 消防学校・7政令 市で設置 消防大学校：国設置
ボランティア消防(隊/人員)	?	2,832/83,835	/211,900	135,000/3,000,000	627/8,458?	227/13,191	30,000/500,000	3,627/937,169 (2002)
三大火災原因	電気ショート(200V) 石油 たばこ	電気 たばこ 放火	電気 のショート たばこ ガス爆発	電気 たばこ 違法規違反	電気 裸火 自然発火	焚き火 たばこ 漏電等	漏電 料理 放火(ホーチミン)	放火 たばこ ガス こんろ(2001)
通報手段 消防警急	113 110 -	119 112 119	199 191/123 交通193 252-2171~5	119 - -	全国統一なし(共通) (警・消・救共通) マニラ 117 セブ 160,999 ダバオ 110	994/999	114 113 115	119 110 119
首都の消防	ジャカルタ	ソウル特別市	バンコク	北京市	マニラ	クアラルンプール	ハノイ	東京都(23区)
面積(万k㎡) 人口(万人)	0.066 911.3(1995)	0.061 1,023.1(1995)	0.157 約800	1.8 1,129.9(1995)	0.477 165.5(1995)	0.0238 125(1999)	0.150 219.4(1994)	0.175 796.8(23区のみ) (1996) 1,174(受託地域等を含む)
消防機関名	ジャカルタ市消防局	ソウル特別市消防防災本部	バンコク都消防局(2002年12月に国直轄から移管)	北京市消防局	首都圏消防局	クアラルンプール連邦地区消防局	ハノイ警察消防局	東京消防庁
消防署員 消防車	5 2,606 140	21 4,997 17	34 1,500 189	40 3,050 171	22 2,493 112	13 537 17	6 237 31	79 17,998 6,380
火災件数 火災による死者	789 17	7,058(2000) 100(2000)	1,353 21(1988)	4,547(1997) 63(1997)	7,537(2000) 369	? ?	154(1999) 5	5,978(2000) 91

注2：消防車数には、一般の消防車(水槽付を含む)で可動のものとし、化学消防車、はしご車等は含まない。なお、ベトナムは、保有消防車中可動の台数が不詳であるので、保有台数に0.8を乗じた。

< 目 次 >

はしがき

編集方針

アジア諸国の消防事情一覧表

I	ベトナムの概要	1
1	概況	1
2	国家機構	2
II	ベトナムの地方行政組織	5
1	地方行政単位	5
2	各地方レベルの地方行政単位	7
3	人民評議会及び人民委員会	12
III	ベトナムの消防・防災体制	14
1	沿革	14
2	現在の消防体制の概況	14
3	国の消防体制	14
4	自衛消防隊	16
5	市民防衛隊	16
IV	消防職員等	18
1	概況	18
2	警察消防隊員	18
3	自衛消防隊員等	19
V	消防の担当業務等	20
1	概況	20
2	消防の担当業務	20
3	防火対象物・消防水利・道路事情等	22
VI	消防関係の基準・認証	24
VII	消防財政	25
VIII	教育・訓練	26
1	初任教育・訓練	26
2	幹部教育（消防大学）	26
3	自衛消防隊員等の訓練等	26
IX	救急・救助	28
1	救急	28
2	救助	28
X	消防車両等の保有状況	29
1	概況	29
2	地域的配置状況	29

3	消防車両の修理	30
XI	各種災害等の状況	31
1	火災の状況	31
2	その他の災害の状況	34
3	緊急通報	37
附I	ハノイ市の消防事情	38
1	概況	38
2	ハノイ市消防局の現況	38
3	火災件数等の状況	40
4	防火対象物・消防水利・道路事情等	42
附II	ホーチミン市の消防事情	42
1	概況	42
2	ホーチミン市消防の沿革	43
3	ホーチミン市消防室の現況	43
4	火災件数等の状況	45
5	防火対象物・消防水利・道路事情等	48
6	消防財政	48
附III	火災予防及び消防に関する法律（抄）（仮訳）	49
	「ベトナムの消防事情」関係参考文献	61

図表一覽

- 図表－ 1 ベトナムの位置図
- 図表－ 2 各地方レベル地方行政単位の人民評議会及び人民委員会
- 図表－ 3 ベトナムの地方行政単位とその数
- 図表－ 4 各省レベル地方行政単位ごとの面積・人口・人口密度及び
県レベル地方行政単位
- 図表－ 5 各省レベル地方行政単位の区域図
- 図表－ 6 警察消防隊の中央組織
- 図表－ 7 省レベル地方行政単位の消防組織
- 図表－ 8 警察消防隊員配置の推定試算
- 図表－ 9 消防大学組織図
- 図表－ 10 ベトナムの消防車両保有台数（2000年現在）
- 図表－ 11 消防車両のハノイ・ホーチミン両市とその他省等への配置状況
- 図表－ 12 ベトナムの火災件数・損害状況（1995年～1999年）
- 図表－ 13 ハノイ市・ホーチミン市及びその他別火災件数・損害状況
（1995年～1999年）
- 図表－ 14 ベトナムにおける最近の特異・大規模火災
- 図表－ 15 ベトナムの自然災害の種類別状況（1990年～1999年）
- 図表－ 16 ベトナムの主な自然災害の状況（1990年～1999年）
- 図表－ 17 ハノイ市消防局及び消防署組織図
- 図表－ 18 ハノイ市消防局消防署別管轄区域の面積・人口・職員数等
- 図表－ 19 ハノイ市消防局の各消防署別消防車両の保有状況
- 図表－ 20 ハノイ市の火災件数等の状況（1995年～2001年）
- 図表－ 21 ハノイ市における火災原因別火災件数（1995年～2001年）
- 図表－ 22 ハノイ市の火災の対象物種類別件数（1995年～2001年）
- 図表－ 23 ホーチミン市消防室及び消防署組織図
- 図表－ 24 ホーチミン市消防室消防署別管轄区域の面積・人口・職員数等
- 図表－ 25 ホーチミン市消防室の各消防署別消防車両の保有状況
- 図表－ 26 ホーチミン市の火災件数等の状況（1996年～2002年）
- 図表－ 27 ホーチミン市における火災原因別火災件数（1996年～2002年）
- 図表－ 28 ホーチミン市の火災の対象物種類別件数（1996年～2002年）
- 図表－ 29 ホーチミン市消防室予算の推移（1997年～2003年）

I ベトナムの概要

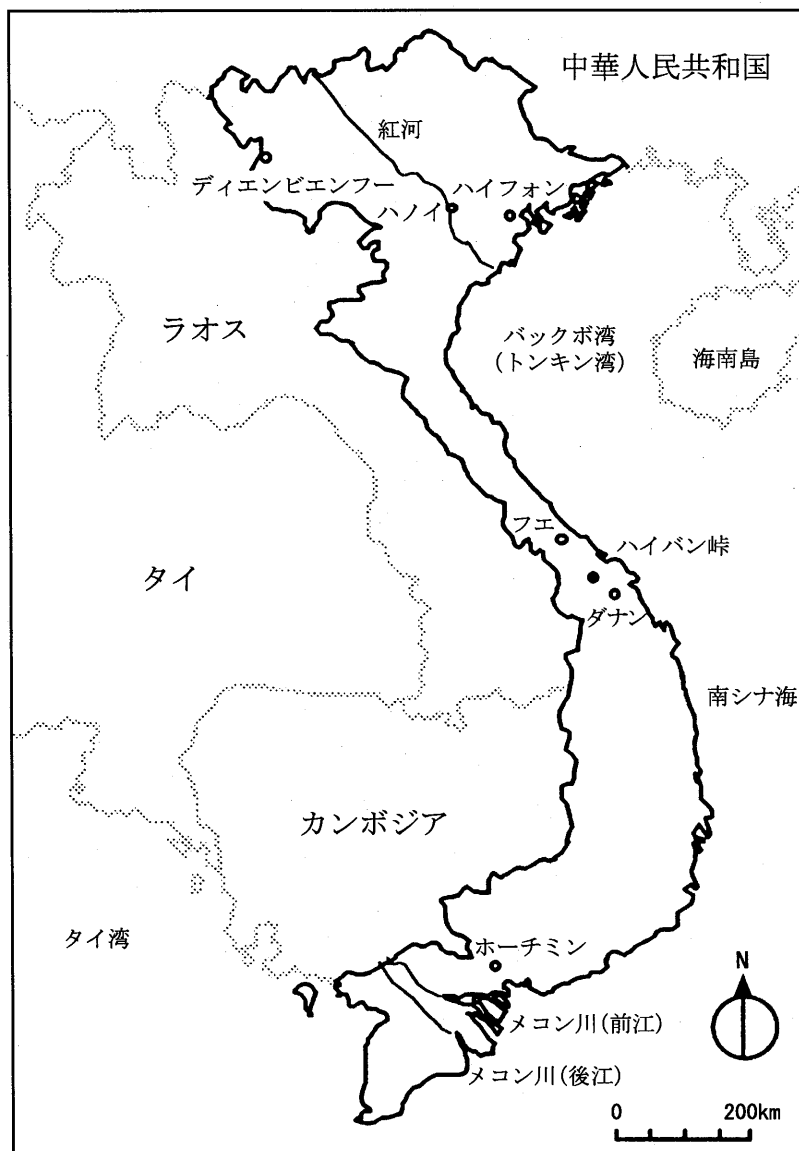
1 概況

ベトナムの正式名称は、ベトナム社会主義共和国 (Socialist Republic of Viet Nam) である。

ベトナムの面積は、331,689 km² (日本の面積の約88%) であり、九州を除いたわが国の面積とほぼ同じ大きさである。国土の4分の3はアンナン山脈を中核とする山岳、高原地帯が占めており、平野は海岸地帯の紅河デルタ・メコン・デルタ程度である。

ベトナムの位置図は、図表-1 のとおりである。

図表-1 ベトナムの位置図



気候は、国土が南北に長いいため北部、南部でそれぞれ異なっている。北部は亜熱帯性で四季はあるが、高温多湿の夏が長く、春・秋は短い。南部は熱帯モンスーンの穏やかな気候で、乾季と雨季の二季がある。

ベトナム人の起源は明らかでないが、中国の越の国が滅亡した後、その一部が紀元前3世紀末頃に移住し、ベトナム民族の基をなしたといわれる。この地はその後10世紀以上にわたり中国の支配を受けたが、939年に初めて独立国家となった。しかし、その後王朝の興亡が続き、1802年に最後の王朝グエン（阮）王朝が創建した越南国も、フランスに介入の口実を与えることになり、1887年に仏領インドシナ連邦に編入されるに至った。フランス統治時代、ベトナムには王朝再興運動と共産党の独立運動があったが、第二次世界大戦中、日本軍が北部インドシナに進駐したのを機に、共産党の抵抗活動が活発化した。共産党は諸勢力を糾合してベトナム独立同盟会（ベトミン）を結成し、その指導者ホー・チミンは1945年（昭和20年）8月、ハノイにベトナム民主共和国を樹立した。そして、南部を支配するフランスとの間で1946年に第一次インドネシア戦争に突入した。しかし南北統一には至らず、1949年にバオダイ元皇帝を元首とするベトナム国が南部に成立してベトナムは二分された。1954年のジュネーブ協定によりフランスは支配権を放棄、1955年にはアメリカ軍の支援を受けたベトナム共和国がバオダイ帝に代わり、以後ほぼ17年にわたる南北ベトナム戦争が続いた。1965年（昭和40年）にアメリカは北爆を開始、一時50万の米軍を投入したが、1973年和平協定が成立、米軍が撤退して1975年北ベトナムは南ベトナムの首都サイゴン（現ホーチミン市）を制圧し、1976年（昭和51年）統一されて現在の国家になった。

ベトナムの人口は、7,813.7万人（2000年：日本の約62%）であり、民族は、ベトナム族（キン族）87%、中国人・タイ族・ムオン族・メオ族・チャム族・カンボジア系（クメール）など60以上の少数民族となっている。言語（公用語）はベトナム語である。宗教は、仏教（大乘仏教が主）55%、カトリック教8%その他となっている。

2 国家機構

(1) 政治体制

ベトナムでは、1992年（平成4年）に新憲法が公布されているが、この新憲法ではドイモイ（刷新）政策を推進するための経済制度に関する規定が新たに定められており、ドイモイ憲法とも呼ばれている。また、新たに大統領制と首相制を導入する等、新しい指導体制に関する規定が置かれた。それ以前は、国家評議会が集団元首制をとり、議長がこれを代表するという体制がとられていた。

新憲法第2条によると「ベトナム社会主義共和国は、人民の、人民による、人民のための国家である。全ての国家権力は、労働者階級、農民階級及び知識階級の連合を基盤とする人民に属する。」と規定され、ベトナムが社会主義共和制であるとともに、人民主権国家であることを宣言している。また、共産党については、国家と社会の指導者であるとの規定が置かれている。

そして、全ての国家権力は、国会に集約されると規定しており、国会、政府、最高人

民裁判所、最高人民検察院がそれぞれ任務と権限を分担するという立場が示されている。

なお、ベトナムでは、伝統的に集団指導体制がしかれており、国家元首である大統領、政府の長である首相、共産党の長である書記長の三首脳による、いわゆるトロイカ体制がとられている。この三首脳の人事については、保守派と改革派のバランス、北部、中部、南部という地域間のバランス、軍部、共産党、政府のバランスという3つのバランスを考慮の上、選出されているといわれている。

(2) 大統領

大統領は、国家元首であり、対内的及び対外的に国を代表することとされ、国民統合の中心ともいえるポストである。その選出は、国会において国会議員の中から行われるが、実質的には共産党において候補者が決定されるといわれている。また、国会に対して責任を負うとともに、国会にその活動報告を行うこととされている。任期は、国会議員と同様5年である。

大統領の主な任務及び権限は、憲法及び法令の公布、副大統領、首相、最高人民裁判所長官及び最高人民検察院長の選出、解任、罷免を行うことの国会への提案、国会又は国会常務委員会の決議に基づく副首相、閣僚その他の政府の構成員の任命、最高人民裁判所副長官及び裁判官、最高人民検察院副院長及び検察官の選任、解任、罷免並びに国会又は国会常務委員会の決議に基づく動員令又は局地動員令の発令、全国的又は局地的緊急事態の宣言等である。

また、大統領は、人民軍総司令官と国防安全保障評議会 (National Defense and Security Council) 議長に就任することとされているため、有事の際には大きな権限を持つことになる。

(3) 国会

国会 (National Assembly) は、国民の最高の代表機関であるとともに、憲法制定権と立法権を有する唯一の機関である。

国会の主な任務及び権限は、憲法及び法律の制定と改正、憲法、法律及び国会決議の遵守に関する最高の監督権の行使、大統領、国会常務委員会、政府、最高人民裁判所及び最高人民検察院から提出される活動報告の検査、国家の社会経済開発計画、財政計画及び民族政策の決定、大統領、副大統領、国会議長・副議長、国会常務委員会の各委員、首相、最高人民裁判所長官及び最高人民検察院長の選任及び解任、政府の閣僚の選任及び解任に対する承認等である。なお、国会に対して法律案を提出する権利は、大統領、国会常務委員会、国会民族評議会及び各委員会、政府、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム祖国戦線及びその各構成団体が有することとされている。

国会は一院制である。国会の常設機関として国会常務委員会 (Standing Committee of the National Assembly) が置かれている。同委員会は、国会の議長、副議長及びその他の委員で構成されている。

国会議員は、国民の直接選挙により選出され、任期は5年である。選挙権は、18歳以上、被選挙権は21歳以上の公民 (ベトナム国籍のある者) が有することとされている。

(4) 司法・検察機関

ベトナムの司法機関としては、最高人民裁判所（Supreme People's Court）、各レベル地方行政単位に設置される地方人民裁判所（Local People's Court）、各軍事裁判所（Military Tribunal）及び法律によって設置されるその他の裁判所がある。また、特別な状況においては、国会の定める規定により特別裁判所を設置することができることとされている。

最高人民裁判所は、ベトナムにおける最高の司法機関であるとされ、各地方人民裁判所、各軍事裁判所の裁判を指導監督する。また、その他の裁判所についても、国会の定める規定により設置された特別裁判所を除き、最高人民裁判所が指導監督することとされる。最高人民裁判所長官は、国会において選任され、その任期は国会議員と同様5年である。

(5) 共産党

ベトナム共産党については、憲法第4条において「労働者階級の前衛であるとともに、労働者階級、勤労人民及び全国民の権利と利益の忠実な代表者であり、マルクス・レーニン主義とホーチミン思想に従って国家と社会を指導する勢力である。」と規定され、国家における指導的役割が明記されている。

共産党には200万人以上の党員がいるとされ、その組織については、最高指導機関として5年に1回招集される全国代表大会（党大会）がある。しかし、実質的には同大会で選出される中央委員会が最高指導機関となっている。中央委員会は、通常半年に一度会議を開くこととされている。その組織は、書記長、政治局及び書記局からなっており、いずれも中央委員会総会で選出される。

書記長は、実質的なトップである。

政治局は、中央委員会を代表して、中央委員会の閉会期間中は党の活動を指導することとされ、1998年1月現在で19名の政治局員がいるが、大統領のほか、首相や数人の政府閣僚が政治局員である。また、政治局には最高意思決定機関として常務委員会がおかれており、現在は、書記長、大統領、首相、国会議長など数人のメンバーで構成されている。書記局は、日常業務を行い、下位レベルの党委員会の活動を監督する。また、地方レベルでの党組織として、各レベル地方行政単位に代表大会が設置されている。代表大会は5年に1回招集され、大会で選出される党委員会が閉会中の指導機関となる。

(6) ベトナム祖国戦線

ベトナム祖国戦線（Vietnam Fatherland Front）は、もともと1977年に北ベトナムの祖国戦線、南ベトナムの南ベトナム開放民族戦線、ベトナム民族民主平和勢力連盟が統合されてできた組織であり、ベトナム共産党が党員以外の大衆を政治活動に動員するための大衆団体である。祖国戦線は、共産党のほか、労働総連合、農民連合、婦人連合、ホーチミン共産党青年連合といった大衆組織が構成員となっている。中央組織として5年ごとに開催される全国大会と、全国大会で選出される中央委員会がある。また、全ての各レベル地方行政単位にも祖国戦線が組織されている。

その役割としては、国会への法案提出のほかに、国会議員選挙の際に立候補者名簿を作成するという重要な役割を持っている。また、地方においても、人民評議会議員選挙

の際に立候補者名簿を作成するほか、議員の解任を提案したり、人民委員会の会議に出席を要請されることがあるなど、大衆組織の代表として重要な役割を与えられている。憲法においても、祖国戦線とその構成団体は人民国家の政治的基盤であり、民族団結の伝統を高め、人民国家の建設に参加するものと明記されている。

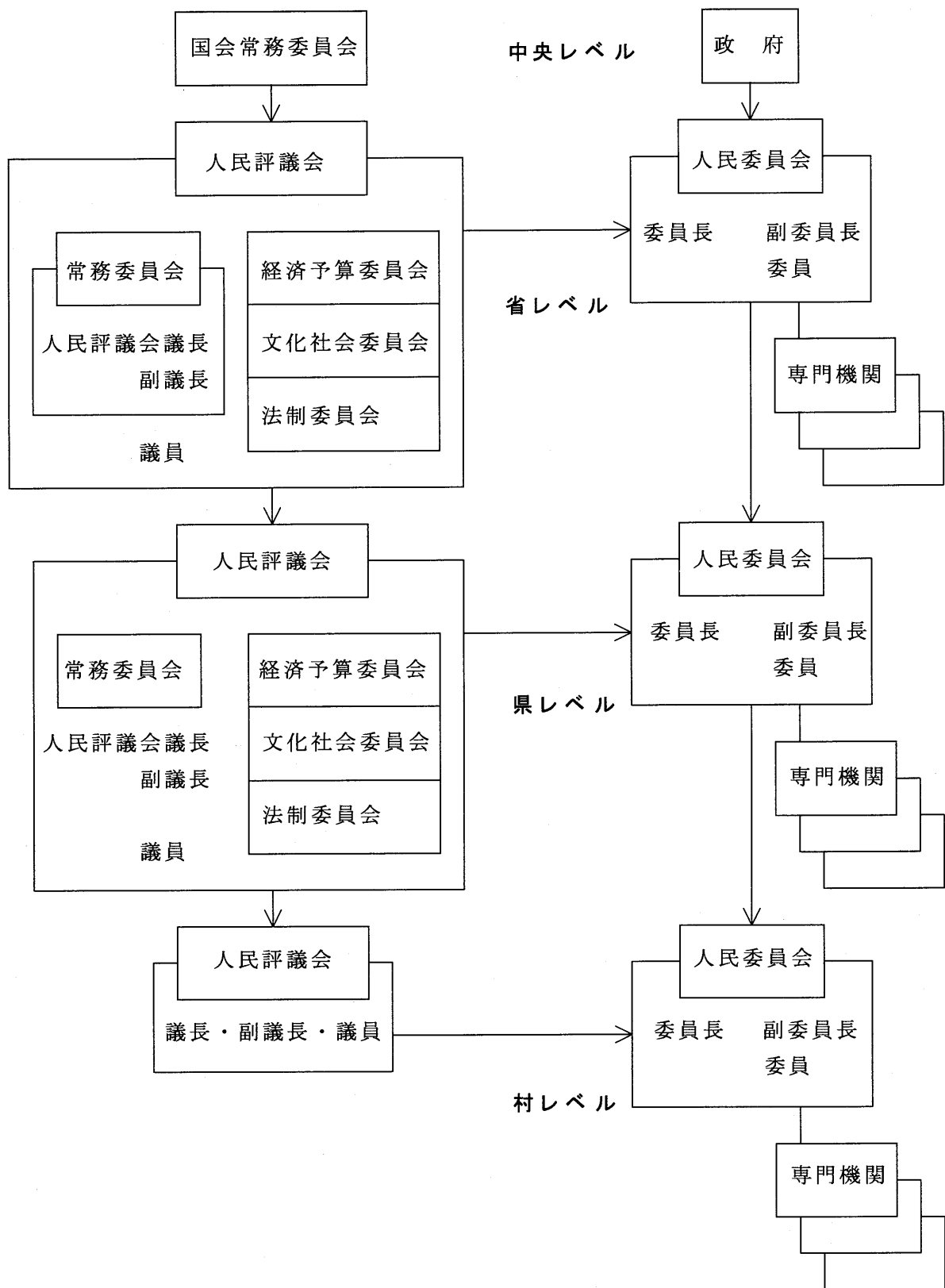
Ⅱ ベトナムの地方行政組織

1 地方行政単位

ベトナムの地方制度は、1994年（平成6年）に制定された「人民評議会及び人民委員会組織法」（以下本章中「組織法」という。）によって定められており、地方行政単位は、省（province）レベル、県（rural district）レベル、村（town, commune）レベルの3層構造となっている。

地方行政単位ごとに、それぞれ地方議会としての人民評議会、その執行機関である人民委員会が設置されている。その概要を図示すると図表-2のとおりである。

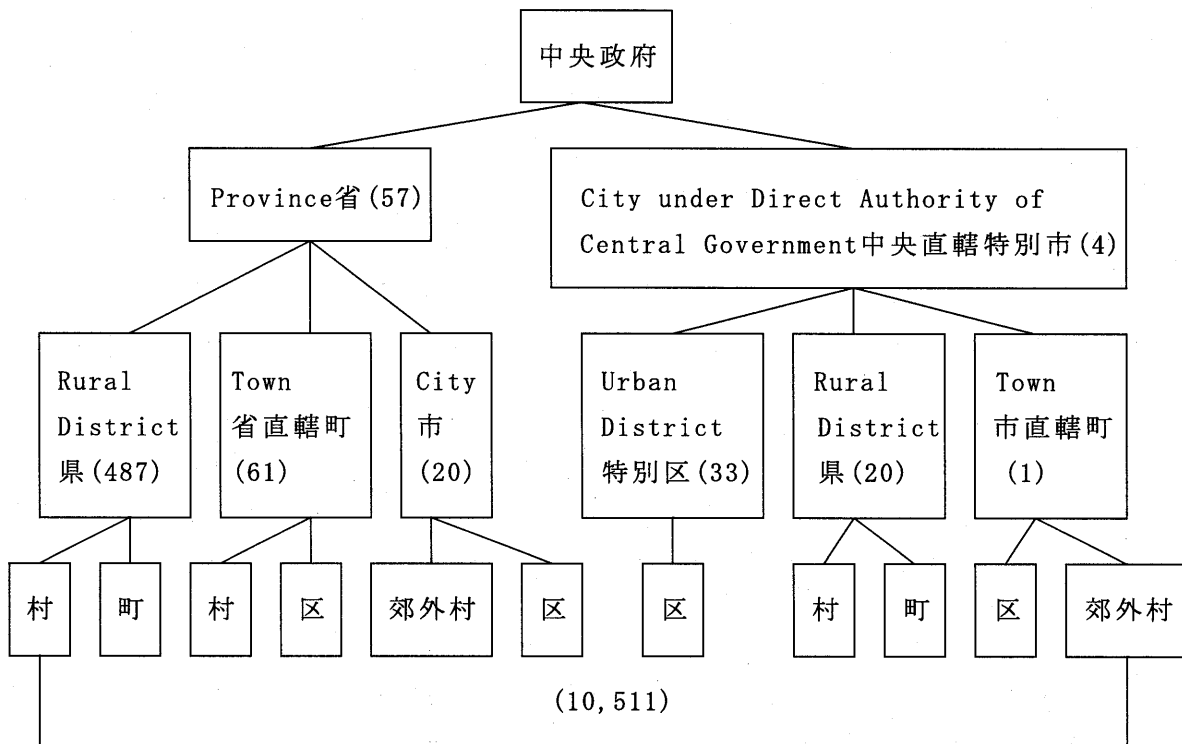
図表-2 各地方レベル地方行政単位の人民評議会及び人民委員会



2 各地方レベルの地方行政単位数

2000年現在の各地方レベルの地方行政単位とその数を図示すると**図表-3**のとおりである。

図表-3 ベトナムの地方行政単位とその数



各地方レベルの地方行政単位の状況は、次のとおりである。

(1) 省レベル地方行政単位

全国に61（57省、4中央直轄特別市）の省レベル地方行政単位がある。中央直轄特別市は、首都ハノイのほかホーチミン、ハイフォン、ダナンである。

各省レベルの地方行政単位ごとの面積、人口、人口密度及び県レベル地方行政単位数は、**図表-4**のとおりである。また、各省レベル地方行政単位の区域図は、**図表-5**のとおりである。

図表－４ 各省レベル地方行政単位ごとの面積・人口・人口密度
及び県レベル地方行政単位数

No.	名 称	面 積 (k m ²)	人 口 (千人)	人口密度 (人/km ²)	県数 <small>注2)</small>
1	ライチャウ Lai Chau	17,133	521	30.4	9
2	ラオカイ Lao Cai	8,050	552	68.6	10
3	ハザン Ha Giang	7,831	535	68.3	10
4	カオバン Cao Bang	8,445	638	75.5	13
5	ランソン Lang Son	8,187	690	84.3	11
6	バクカン Bac Can	4,796	268	55.9	6
7	タイグエン Thai Nguyen	3,541	1,019	287.8	9
8	トゥエンクアン Tuyen Quang	5,801	645	111.2	6
9	イエンバイ Yen Bai	6,808	652	95.8	8
10	ソンラ Son La	14,210	802	56.4	10
11	フート Phu Tho	3,465	1,262	364.2	10
12	ヴィンフク Vinh Phuc	1,371	1,067	778.3	6
13	ハノイ市 Hanoi	921	2,194	2,382.2	9
14	バクザン Bac Giang	3,817	1,441	377.5	10
15	バクニン Bac Ninh	797	922	1,156.8	6
16	クアンニン Quang Ninh	5,938	900	151.6	12
17	ハイフォン市 Hai Phong	1,503	1,515	1,074.5	13
18	ハイズオン Hai Duong	1,661	1,685	1,014.4	9
19	フンイエン Hung Yen	895	1,076	1,202.2	6
20	ハタイ Ha Tay	2,148	2,257	1,050.7	14
21	ホアビン Hoa Binh	4,612	729	95.8	10
22	タイビン Thai Binh	1,509	1,789	1,185.6	8
23	ハナム Ha Nam	827	805	973.4	6
24	ナムディン Nam Dinh	1,669	1,898	1,137.2	7
25	ニンビン Ninh Binh	1,387	861	620.8	7

No.	名 称	面 積 (k m ²)	人 口 (千人)	人口密度 (人/km ²)	県数 注2)
26	タインホア Thanh Hoa	11,168	3,382	302.8	23
27	ゲアン Nghe An	16,371	2,743	167.6	18
28	ハティン Ha Tinh	6,054	1,309	216.2	10
29	クアンビン Quang Binh	7,984	762	95.4	7
30	クアンチ Quang Tri	4,588	535	116.6	8
31	トウアティエン・フェ Thua Thien Hua	5,909	995	198.6	9
32	ダナン市 Da Nam	942	663	703.8	3
33	クアンナム Quang Nam	10,406	1,365	131.2	12
34	クアンガイ Quang Ngai	5,177	1,179	227.7	12
35	コントウム Kon Tum	9,934	256	25.8	6
36	ビンディン Binh Dinh	6,076	1,407	231.6	11
37	ザライ Gia Lai	16,212	763	47.1	11
38	フーイエン Phu Yen	5,278	731	138.5	7
39	カインホア Khanh Hoa	5,257	947	180.1	8
40	ダグラク Dac Lac	19,800	1,211	61.2	17
41	ニントウアン Ninh Thuan	3,427	459	133.9	4
42	ラムドン Lam Dong	10,137	769	75.9	10
43	ビントウアン Binh Thuan	7,992	882	110.4	9
44	ドンナイ Dong Nai	5,864	1,813	309.2	8
45	ビンフオック Binh phuoc	6,814	532	78.1	5
46	ビンズオン Binh Duong	2,718	646	237.7	4
47	タイニン Tay Ninh	4,029	888	220.4	9
48	ホーチミン市 Ho Chi Minh	2,090	4,392	2,101.4	18
49	バリア・ヴィンタウ Ba Ria Vung Tau	1,965	671	341.5	5
50	ロンアン Long An	4,338	1,252	288.6	13

No.	名 称	面 積 (k m ²)	人 口 (千人)	人口密度 (人/km ²)	県数 <small>注2)</small>
51	ティエンザン Tien Giang	2,339	1,656	708.0	8
52	ベンチェ Ben Tre	2,247	1,330	591.9	8
53	ドンタップ Dong Thap	3,276	1,491	455.1	11
54	アンザン An Giang	1,971	3,424	575.6	11
55	ヴィンロン Vinh Long	1,487	1,062	714.2	7
56	チャビン Tra Vinh	2,369	958	404.4	8
57	カント Can Tho	2,965	1,817	767.0	7
58	ソクチャン Soc Trang	3,191	1,197	375.1	7
59	キエンザン Kien Giang	6,243	1,360	217.8	12
60	バクリュウ Bac Lieu	2,485	772	310.7	4
61	カマウ Ca Mau	5,204	1,068	205.2	6
計		332,182	72,056	216.9	561

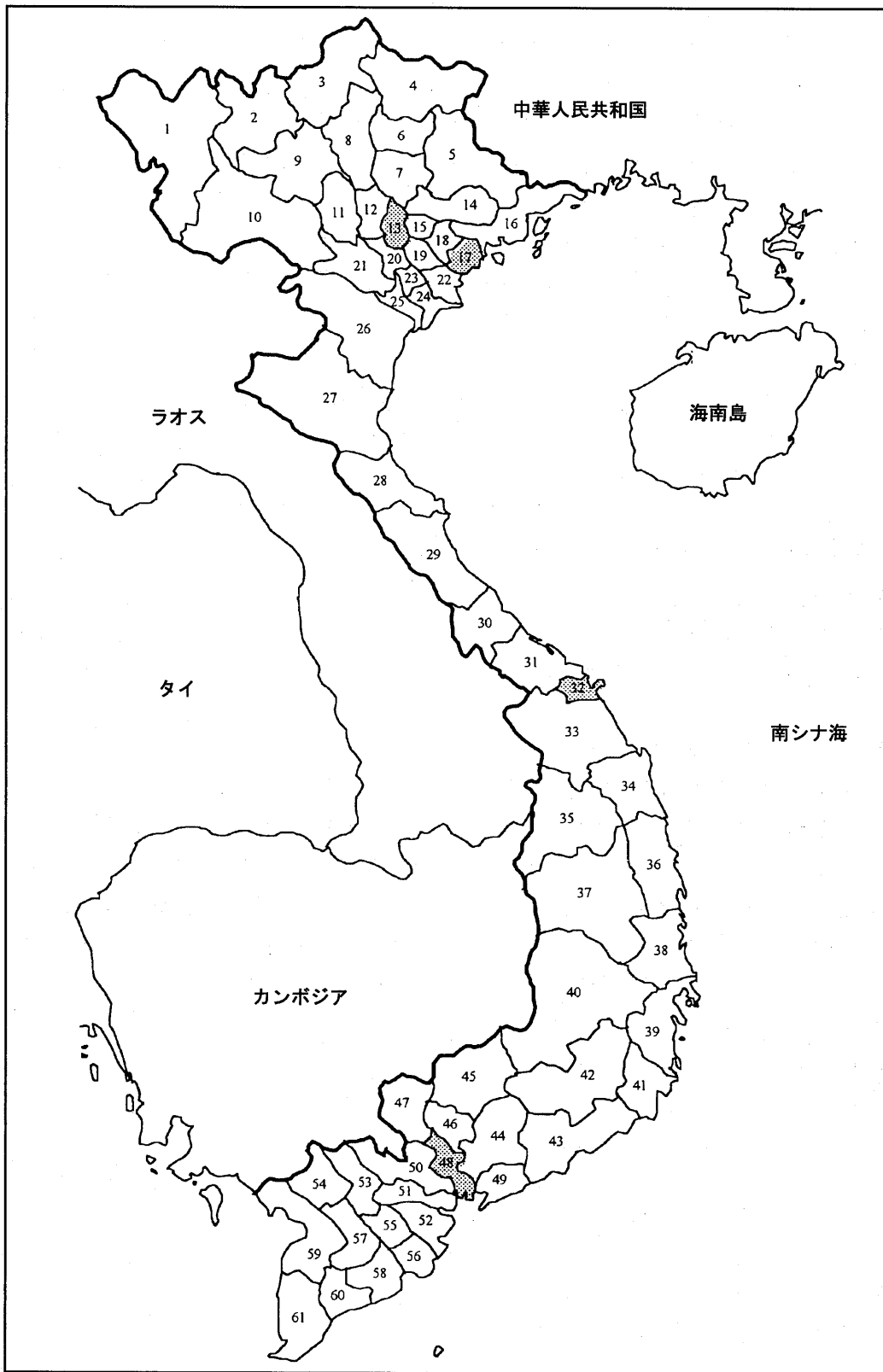
注1：網掛けがしてあるものが、中央直轄市で、それ以外は省である。

2：県数は、県レベルの地方行政単位数である。

3：面積、人口及び県レベル地方行政単位数は、原則として1994年の数値である。そのため、県数は、本文中の2000年現在の県レベル地方行政単位数と一致していない。しかし、他に省レベル地方行政単位ごとの県レベル地方行政を示した単位数適当な資料が見当たらず、おおよその状況はわかるのでこの数値を用いた。

「ベトナムの地方制度」（自治体国際化協会）による。

図表-5 各省レベル地方行政単位の区域図



注：数字は、図表-4のNo.に対応している。

(2) 県レベル地方行政単位

全国に 622の県レベル地方行政単位がある。その内訳は、省の下に 487県(rural district)、61省直轄町(town)及び20市(city)があり、中央直轄特別市の下に33特別区(urban district)、20県(rural district)及び1市直轄町(town)となっている。人口や人口密度、インフラの整備状況などが考慮され、県、省直轄町、市の順に規模が大きい。県レベルの地方行政単位の人口は15万人程度である。

(3) 村レベル地方行政単位

全国に10,511村レベル地方行政単位(町:town、村:commune、区:ward、郊外村:sub-urban commune)がある。村レベルの地方行政単位の人口は 6,000人から 8,000人程度であるが、中には3万人にも及ぶ地方行政単位もある。町は、村、区より規模が大きい。

なお、ベトナムの地方社会は、元来強固な村落共同体の伝統を持つ社会であり、現在は行政の単位としては認められていないが、各地には伝統的なムラが存在する。最小の行政単位である村(commune)は、いくつかの伝統的なムラから構成されている。

3 人民評議会及び人民委員会

(1) 人民評議会

人民評議会は地方議会としての機能を持ち、組織法上において地方の「国家権力機関」として位置付けられ、地方住民と上位レベルの人民評議会に対し責任を負うと規定されている。

組織法によると、各レベル地方行政単位の人民評議会は、社会と経済の建設開発を促進する業務と方策を決定し、地方における国防と治安、住民の生活の向上、国家に対する地方の義務を果たすことが業務とされている。定例会議は年2回開催される。

具体的な業務としては、行政機関である人民委員会の委員長や委員の選任を始め、法律の規定に基づき人民評議会の所管業務とされる事項に関する決議及び決議の執行監督さらには人民委員会が行った違法な決定の執行停止、破棄、下位レベルの人民評議会の指導、監督、同じ行政単位に設置された人民裁判所、人民検察院の監督などが挙げられる。人民評議会の議員は、住民の直接選挙により選出され、任期は5年である。各人民評議会において議員の中から議長、副議長が選出される。人民評議会の議員定数は法律上細かい規定があり、省レベルで45~75人(ハノイ、ホーチミンは~85人)、県レベルで25~35人、村レベルで15~25人となっている。

(2) 人民委員会

人民委員会は地方行政機関としての機能を持ち、組織法に地方における「国家権力機関」である人民委員会の執行機関であり、上級国家機関の文書、同級の人民評議会の決議を執行する任務を負うと規定されている。

人民委員会の業務は、憲法、法律、上位レベルの国家機関の発した文書及びその地方自治体の人民評議会の決議を執行し、直近下位レベルの人民委員会の活動を指導する。人民委員会の会議は少なくとも月に1回開催される。

人民委員会の委員長、副委員長及びその他の委員は、その地方行政単位の人民評議会において選出される。委員長は、人民評議会議員の中から選出されるが、副委員長及び委員は人民評議会議員である必要はない。また、人民委員会の構成員の選出の結果は、直近上位レベルの人民委員会委員長（省レベル人民委員会の場合は、首相）の承認を得る必要がある。

また、人民委員会にはその業務を補佐するための各種の専門機関がおかれている。実務上は、人民委員会の各委員がそれぞれ担当する専門機関を持っている。各専門機関では、職員が各種行政事務を行っている。

人民委員会の委員の定数も法律上細かい規定があり、省レベル9～11人（ハノイ、ホーチミン市は～13人）、県レベル7～9人、村レベル5～7人となっており、各レベルとも副委員長は3～4人である。

Ⅲ ベトナムの消防・防災体制

1 沿革

フランス統治時代の1931年（昭和6年）にサイゴン（現ホーチミン市）に消防が設置されたといわれる。サイゴンの消防は警察に属していたが、ベトナム共和国時代に消防は市の行政に移った。ベトナム戦争が起こったため、陸・海・空の三軍がそれぞれの消防（軍消防）を組織した。これに対して、市消防は、市民消防、自治体消防と呼ばれたが、軍消防とは相互に協力することになっていた。1948年（昭和23年）当時、サイゴンの人口は約25万人であったが、10台の消防車両を保有し、約50人の消防隊員が2隊に別れて勤務していた。

1961年（昭和36年）10月4日に首席と国会が発表した消防に関する政府法令により建築物及び危険物施設等には、一定の基準により消防設備等を設置することが定められた。

2001年（平成13年）に「火災予防及び消防に関する法律案」が国会で可決成立し、同年10月4日から火災予防及び消防に関する法律（以下本章中「消防法」という。）が施行された。

2 現在の消防体制の概況

消防法第43条によれば「消防隊は、全人民の中で火災を防止、終結させる中心部隊である。」「それらは、1 市民消防隊、2 自衛消防隊、3 国の法令に従った専門消防隊、4 警察消防隊」により構成される。

このうち消防体制の中核を形成しているのは、公安省の警察消防隊である。事業所などには、専任又は兼任の自衛消防隊員からなる自衛消防隊が設置され、地域には市民防衛隊が設置されている。

3 国の消防体制

ベトナムにおいて消防・防災に関係のある国の組織としては、公安省に属する警察消防隊がその中核であるが、その他に林野火災については農林及び農村開発省、災害、自然災害、洪水、暴風雨等の場合の検索救助については検索救助国家委員会が担当し、国防省の国防軍は、同省の施設内の火災の他大規模な災害等に出動している。

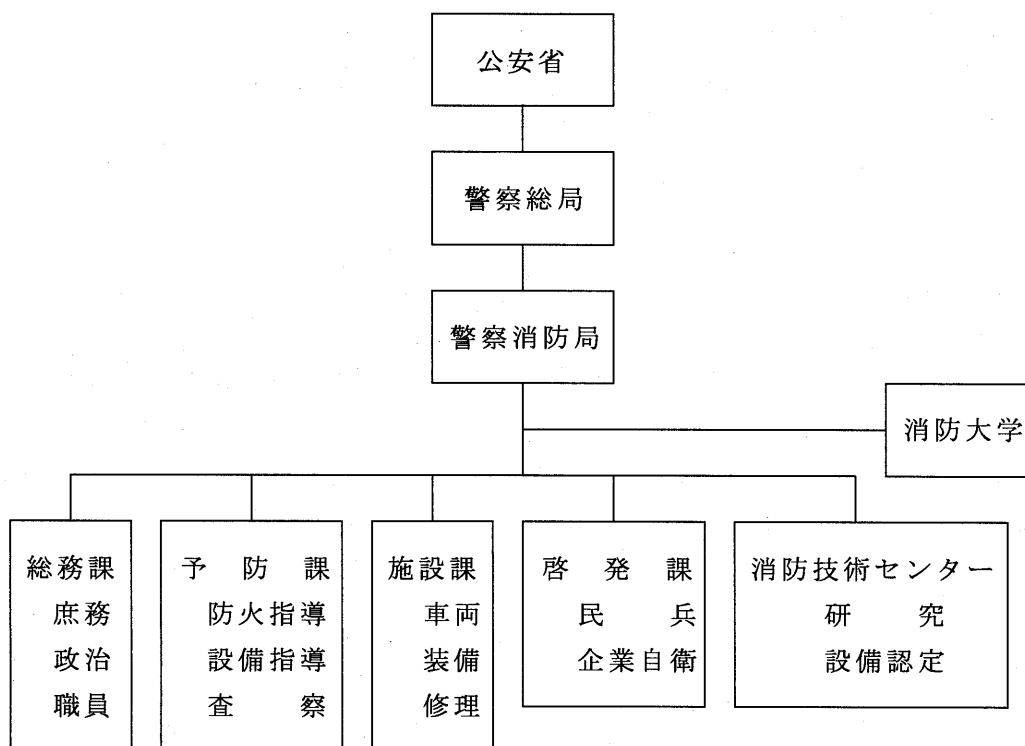
(1) 警察消防隊

警察消防隊は、公安大臣の直接の指揮・監督により、中央から地方まで組織されている部隊である（消防法第47条第1項）。警察消防隊の組織については、政府により定められる（同法同条第3項）。

ア 中央組織

警察消防隊の中央組織は、**図表－6**のとおりである。警察消防局には4課・1センターのほか消防大学がある。消防大学については、**Ⅷ 教育・訓練 2 幹部教育（消防大学）**（26頁）参照。

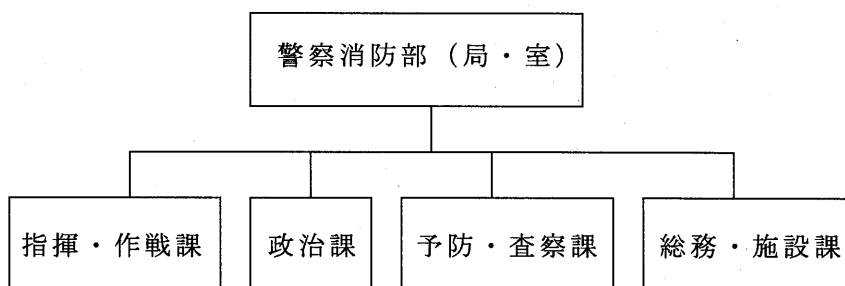
図表－6 警察消防隊の中央組織



イ 地方組織

61の省レベル地方行政単位（57省・4 中央直轄市）に警察消防部（局・室）が置かれている。省レベル地方行政単位の消防組織は、概ね図表－7のとおりである。具体的な組織の例としては、附Ⅰ ハノイ市の消防事情（37頁）及び附Ⅱ ホーチミン市の消防事情（42頁）参照。

図表－7 省レベル地方行政単位の消防組織



消防署（組織上は、「中隊」となっている。）は全国で99あり、ハノイ市6署、ホーチミン市11署などの中央直轄特別市や都市部においては、省レベル地方行政単位に複数の消防署がおかれているが、都市部でないところでは1署しかないところが多く、広範な地域を所管し、都市部と非都市部の消防力の格差が大きくなっているようである。

る。

(2) 農林及び農村開発省

森林の火災予防及び消防については、農林及び農村開発大臣も担当大臣である。

農林及び農村開発省で、森林火災に従事することと定められている担当部局、職員数及びその装備等は不明である。

(3) 国防省

国防省所管の施設の火災については、国防軍も消防の業務を担当している。なお、大規模な災害や特殊な災害の場合には、国防軍が出動することがある。

(4) 検索救助国家委員会

災害、自然災害、洪水、暴風雨等の場合の検索救助については、検索救助国家委員会が所管している。しかし、消防法制定の際、他国の状況なども調査検討され、ベトナムには一般的に救助を担当する機関がないことから消防法に取り入れることが検討された。

しかし、消防法上では明確には規定されず、消防法の施行細則の政令で日常の救助問題が公安大臣の責任とされた。Ⅸ 救急・救助 (27頁参照)。

4 自衛消防隊

自衛消防隊 (base fire fighting brigade) は、職場で火災予防及び消防活動に責任を有するグループであり、専門的に火災予防及び消防活動に従事する専任の自衛消防隊員からなる専任自衛消防隊 (the professional fire brigade) と、他に仕事を持って火災予防及び消防活動に従事する兼任の自衛消防隊員からなる兼任自衛消防隊 (the semi-specialized fire brigade) とがある。

工業及び輸出加工地区、ハイテク地区及び特別経済地区等においては、専任自衛消防隊が編成されなければならないことされている。

事業所の自衛消防隊は、事業所の長により設立され、管理され、指揮されることになっている (同法第条第項)。

自衛消防隊の隊数及び隊員数は、ハノイ市：約 2,000隊、隊員数不詳。ホーチミン市：1,399隊、隊員数39,922人であるが、全国の状況は不詳である。

5 市民防衛隊

市民防衛隊 (civil defense) は、村、村落、班等のそれぞれの地域においてボランティアとしてその地域の保安を保持する人々から構成された組織である (消防法第3条第5号)。

健康な18歳以上の人民は、その居住地及び職場に設置された火災予防及び消防の組織に加わらなければならない (同法第5条第2項) ことと定められているが、村及び部落では、市民防衛隊が、村 (部落) レベルの人民委員会委員長の監督の下に設置される (消防法第44条第1項 a)。

現在、市民防衛隊は、自衛消防隊員を含め全国で50万人が登録されている。これらの隊員の努力で、全国の火災の60~70%が消火されているといわれる。しかし、近代的な

資機材がないため消火活動には苦勞しているということである。

ホーチミン市：約 300団体、隊員16,876人

全 国：約 3 万団体、約50万人（自衛消防隊員を含む。）

IV 消防職員等

1 概況

ベトナムでは、消防の業務に従事する職員としては、その中核的役割を果たしている警察消防隊員のほか、職場、事業所等における専任及び兼任の自衛消防隊員、村、村落等の地域における市民防衛隊員がいる。

2 警察消防隊員

ベトナムの消防の中核を形成しているのが警察消防隊であり、公安大臣の直接の指揮・監督の下に中央の公安省警察消防局に4課、1センター、全国61の省レベル地方行単位（57省、4中央直轄特別市）に警察消防部（局・室）がおかれ、警察消防隊員が配置されている。警察消防隊員は、全国で約3,900名である。その全国的の詳細な配置状況は、不詳であるが、ハノイ市、ホーチミン市等の都市部を除くと、非都市的な省では1省で1署のところも多く、**図表－8**のように推定をすると1省当たりの警察消防隊員は50名程度ではないかと思われる。

図表－8 警察消防隊員配置の推定試算

全 国	ハノイ市	ホーチ ミン市	公 安 本 省	小 計	59 省 等	
					計	1省等平均
約 3,900	270	470	100	840	3,060	51.9

注：公安本省の数字は推定である。また、ハノイ市の数字には、消防署以外の消防局の人員を推計で加算している。

(1) 警察消防隊員の採用

ベトナムでは、青年が18歳になると、大学等に進学する場合を除いて徴兵制度によって兵役に服することになる。通常は、2年間の兵役に服するが、兵役に代わるものとして、公安警察官とともに警察消防隊員が定められている。これらについては兵役より1年長く、3年間となっている。消防隊員は、都会勤務となるため、兵役に服するより期間が1年長いけれども、希望者が多いということである。3年間、消防業務に従事したのち多くの隊員は除隊となる。従って、一般の消防隊員の平均年齢は20歳程度と若くなっている。一部の優秀な隊員で希望する者の中から厳選されたものが、消防隊員の幹部候補生として残り、大学に進むことになる。

(2) 警察消防隊員の処遇

警察消防隊員の処遇については、公安警察官と同様に一般の公務員よりも優遇されることになっている（消防法第49条）。

(3) 階級制度と職階制

警察消防隊員は、公安警察官と同様に次の12の階級が定められている。

大佐、上佐、中佐、少佐

大尉、上尉、中尉、少尉……以上士官

上士、中士、警察職員、徴兵

警察消防隊員数は、全体で約 3,900名であり、そのうち約 1,200名が幹部隊員であり、約 2,700名がその他の隊員である。幹部隊員が30%強というのは少し多いようにも思うが、一般隊員が3年で除隊してしまうことが関係しているのかどうか不明である。

階級制度のほかに、局長、副局長、課長、副課長、係長、中隊長^{註)}、小隊長、副小隊長、業務士官、消防兵士、運転手の職階制度がある。

注：中隊長が、我が国の署に相当し、中隊長は署長に相当する。

(4) 勤務体制

交替制勤務の隊員は、24時間2交替制となっている。

3 自衛消防隊員等

職場、事務所等における自衛消防隊員には、専ら消防活動に従事する専任隊員と他の職務を持っていて火災などの場合に消防活動に従事する兼任隊員とがある。工業及び輸出加工地区等特定の地区並びに石油企業等の火災及び爆発の危険性のある業種においては、専任消防隊員による専任自衛消防隊をおかなければならないことになっている。

村、村落等には、市民防衛隊があり、その隊員がいる。

これらの自衛消防隊員及び市民防衛隊員は、全国で約50万人いるといわれている。

V 消防の担当業務等

1 概況

ベトナムの消防は、公安省警察総局に属する警察消防局が統括している。その下に61の省レベルの地方行政単位（57省、4国直轄特別市）に消防機関が置かれている。

2001年（平成13年）10月に消防法が制定されたが、それ以前は、1961年（昭和36年）に公布された国家主席と国会との共同布令に基づいて行われており、消防の担当業務としては、火災の消火、鎮圧、建築物、危険物に対する火災予防及び法令違反是正措置、火災の原因調査、自衛消防隊・市民防衛隊に対する防災指導等となっていた。

救助業務については、ホーチミン市においては、ベトナム共和国の旧サイゴン市時代から消防が救助業務を行っていた関係もあり、例外的に行われていたが、一般的には担当されていなかった。

新消防法の制定に際して、救助業務が問題とされ、結局、2003年制定の消防法の施行細則の政令で日常的な救助活動が公安大臣の責任と規定された。

森林火災は、従来、農業及び農村開発省が担当していたが、消防法においては、公安大臣も農業及び農村開発大臣とともに担当することとされている。

救急業務については、医療省が有料で行っており、消防の所管業務とはなっていない。しかし、火災にかかわる救急事案については、実施しているところもある。

2 消防の担当業務

(1) 火災予防

ア 火災予防及び消防に関する設計及びその承認

消防法上、建築物等を建築する場合には、火災予防及び消防の見地から所管の警察消防機関の設計審査を受けなければならない（消防法第15条等）。

設計が承認されてから施工され、施工の過程で設計変更があった場合は、再承認を受けなければならない。

イ 建築物等の完成検査

完成した建築物等は、それを使用する前に、所管の警察消防機関の検査を受けなければならない。

(2) 消火

ア 消火活動

管内からの火災通報を受けたときは、警察消防隊は、ただちに火災発生現場に急行しなければならない（同法第33条第2項）。

しかし、警察消防隊の配置状況、現場到着の所要時間等から消防法では、火災発生場所にある仕事場、組織、事業所、家庭、個人は、それぞれあらゆる手段を用いて、火災通報を行うとともに、人民及び財産の救助活動を行い、火災の延焼を防止し、及び火災の鎮圧をしなければならないものとしている（同法第33条第1項）。

イ 消火活動のための優先権

消火活動に従事するものは、特別の警笛、照明、旗の使用、道路等の優先通行権、速度制限、停止禁止、駐車禁止などの例外等の優先的権利が認められている（同法第36条第1項）。

ウ 消火指揮者及びその権限

火災現場に警察消防隊が到着したときは、警察消防隊の最高階級の隊員が消火指揮者になる。警察消防隊が、まだ火災現場に到着していないときは、火災の発生の場所により、事業所で発生したときは事業所の長、村落で発生したときは村落の長など消火指揮者が定められている（同法第37条）。

消火指揮者は、次のような権限を有する。

- ①消火のために、人員及び車両を動員すること。
- ②消火区域、消火施設、消火のための近隣の地理的位置の使用を決定すること。
- ③用務外の人員及び車両の消火区域の通行を禁止すること。
- ④人員を救助し、重大な損害損害を生じさせる火災の延焼又は火災を防止させるために必要があるときは、家屋及び事業場を破壊すること並びに障害物及び財産を取り除くことを決定すること。

全てのものは、消火指揮者の命令に従わなければならないこととされている。一方、消火指揮者は、法律に従う責任を有する（同法第38条）。

エ 火災関係書類の作成

警察消防隊は、火災関係書類を作成し、火災の損害及び消火の効果を見積もり、現場を検証し、火災原因を調査する（同法第41条第2項）。

オ 自衛消防隊及び市民防衛隊の指導、訓練等

事業所の自衛消防隊及び市民消防隊は、警察消防隊の指導、試験、動員に従わなければならない（同法第46条）。

カ 大規模・長時間火災の対応

火災が発生したときは、当該地域の人民委員会委員長は、火災の過程、火災防御に適した物件の確保、火災後の対策の処理を指揮することになっている（同法第39条第1項）。もし、当該人民委員会委員長の能力を超えるときは、上級の人民委員会委員長の指示を求めることになっている（同法同条第2項）。

地方で対処できないときは、県レベルの人民委員会委員長の要請により、公安大臣は、指示を与える関係大臣と調整することになっている（同法同条第3項）。

重大火災の場合は、公安大臣は、首相に通報しなければならないことになっている（同法同条第3項）。

(3) 救助

救助については、**Ⅶ 救急・救助の2 救助**で詳述するように、従来は例外的に取り扱っていたホーチミン市を除いては、一般的には行われていなかった。2003年の政令により、規定上、明確化されたものである。今後、救助工作車等救助用資機材の整備、充実、救助技術の修得等が必要になると思われる。

(4) 救急

ベトナムにおいては、救急は、保健省の業務（有料）とされ、消防では一般的には行われていない。しかし、ホーチミン市消防室には救急車が2台あるなど過去の経緯や要望の強いところでは取り扱うようになってきている。

3 防火対象物・消防水利・道路事情等

防火対象物、消防水利、道路等の状況をハノイ市及びホーチミン市について述べると次のとおりである。

(1) 防火対象物の状況

ア ハノイ市

ハノイ市の建物は、レンガ構造のものがほとんどであるため、不燃性は高い。しかし、内装については木製が多く、特に防災製品又は内装制限等の規制はない。また、建物の高さについては、3～4階建ての建物が多く、高層建築物（31m以上）はあまりない。

イ ホーチミン市

ホーチミン市の建物は、市内中心部がレンガ構造の建築物が多く、周辺部については木造が多い。また、5階以上の共同住宅も多く見受けられるが、かなりの老朽化が進んでいる。

近年、高層ビルの建設が続き、11階以上の建物が80以上あり、現在も建設が進んでいる。

(2) 消防水利

ア ハノイ市

消火水は、原則として水槽付ポンプ車の積載水を使うが、これで不足する場合は6トンの給水車2台の水を使用する。

現在、800の消火栓があるが、実際に使えるものはほとんどない状況であるといわれている。また、貯水槽もあるが、飲料水用であるため、消火水としては使用できない。

ほかに、水利として、池、川及び湖沼があるが、消防車両にはホースなどの積載が少ないため、長い距離を送水することはできず、ほとんど使われていない。

イ ホーチミン市

市の中心部には、全部で700以上の消火栓があるが、半分以上は修理する必要がある。自然水利は、池、川及び湖沼がある。

郊外は、水利分布が不十分であり、遠距離送水となりやすく、消火するまでに時間がかかる。

(3) 道路状況

ア ハノイ市

ハノイ市の道路事情は、幹線道路を1本入ると非常に狭隘であり、小型車1台がやっと通過できる程度である。このことから、消防車両が火災現場に接近することは困難

な状況である。

また、市内南部の中華街付近は、老朽化した建物が密集し、密集区域内で火災が発生した場合は、消防活動をする上で非常に困難である。

イ ホーチミン市

ホーチミン市の道路事情は、主要道路は比較的に広いが、主要道路から路地に入った住宅街の道路は大型車が進入することは不可能である。

また、市の中心部は、建物の密集地帯が多く見られる。

VI 消防関係の基準・認証

ベトナムの消防法第8条によると「国の機関は、公安大臣の承認を受けて、火災予防及び消防の安全についての基準を制定する責任を有する（第1項）」。

そして、「消防活動に従事する組織、家庭又は個人はこの基準に従わなければならない。その他の外国の基準の適用については、政府により規定される（第2項）。」ことになっている。

この国の所管機関として、消防技術センターが警察消防局に設置されており、ハノイ市に所在する。

また、ホーチミン市には、同市により「10月4日消防設備センター」^{註)}（1996年10月4日設置）が設置されており、職員30名で運営されている。同センターでは、自動火災報知設備、スプリンクラー設備、セキュリティアラーム、水噴霧消火設備等の消防用設備の設計、施工から消火薬剤、消防ポンプ車、消防ポンプ、消火器、消防活動設備等の販売、消防設備の性能確認、認定等のほか消防車の修理までも行っている。

注：10月4日は、消防に関する規定が初めて実施された日であり、その日を記念して名付けられたという。なお、新消防法でも、毎年10月4日は、「全人民の火災予防及び消防に参加する日」とすると定めている（同法第9条）。

外国の基準等については、ベトナムの経済的、技術的及び環境の条件により評価され、火災予防及び消防について責任を有する国の所管機関により承認されなければならないこととされている。

ベトナムの消防用設備等の標準規格及び設置規制については、1995年に「消防用設備等の標準規格及び設置規制の標準規程（TCVN 2622-1995）」等が定められており、消火器、屋内消火栓、自動消火設備、誘導標識、非常口等の設置義務等を規定している。

Ⅶ 消防財政

ベトナムの消防法では、火災予防及び消防活動のための財源は、国の予算、火災保険、火災及び爆発発生の可能性のある生産品を製造する企業の売上高の一部、法律の定める寄付金、国の内外の組織及び個人からの援助並びにその他の財源と規定されている（消防法第60条第1項）。

また、国は、火災予防及び消防のための収入源、財源の管理及び利用について、具体的な立法を行うことになっている（同法同条第2項）。そして、これらの財源は、火災予防及び消防活動への支出のために公安大臣が管理する（同法同条第3項）。

さらに、国は、火災予防及び消防の年間予算の割当てについては、優先的に配慮することとされている（同法第61条）。

火災保険の手数料の一部を火災予防及び消防の経費に充てることについては、新消防法制定の際に、現に消防の経費に火災保険料収入の一部を充てている他国（例えばオーストラリア）の状況等も参考にして規定されたようであるが、その具体的な運用の状況については、不詳である。

このように消防法の規定上は、種々消防財政に配慮されてはいるが、新消防法施行後の実情については明らかではない。消防法施行当時までの状況も明確ではないが、消防車両等の整備についても新規購入の経費を十分に計上することが困難なため、日本等の援助等を含めて整備されているのが実情のようである。全国で600余台（使用不能を含む。）ある消防車両のうち100台程度は日本等からの援助によるものといわれている。

ベトナムの消防の中核を担っているのは、警察消防隊であるが、警察消防隊全体の財政状況についても、不詳である。

ホーチミン市消防室の予算の推移についてみると、（附Ⅱ ホーチミン市の消防事情の8 消防財政（48頁）参照）、車両設備購入費は、年により大きく変動があるが、人件費は車両設備購入費を除いた額の概ね70%程度となっている。

VIII 教育・訓練

1 初任教育・訓練

ベトナムの警察消防隊の一般隊員は、2年間の一般の徴兵制度に代わるものとして公安警察官などとともに認められている制度により集められた18歳以上の青年が、3年間、消防業務に従事することになる。警察消防隊員になると消防署に配置前に3か月、消防署着任後3か月、計6か月のトレーニングを受ける。

2 幹部教育（消防大学）

新入隊員は、原則として3年間消防業務に従事し、その後は除隊するが、成績優秀な者で希望するものは試験を受けて、幹部候補生として大学で教育を受け幹部の道へ進むことができる。

消防関係の専門的な幹部教育機関として、公安省に5年制の消防大学（University for Prevention and Fighting of Fire）が1999年10月14日に設置されている。それ以前は消防高等学校（Higher School of Prevention and Fighting of Fire）が1972年9月2日に設置されていたが、拡充強化され大学に昇格したものである。

消防大学への入学は、高校卒業程度の学力のあるものが対象の公安省の試験に合格しなければならない。

消防大学では、一般教養、消防関係の基礎知識及び専門知識に関する教育・訓練がある。

消防大学卒業後は、士官に進級し、中央又は全国各地の消防局等の管理者又は指揮者への道を進むことになる。

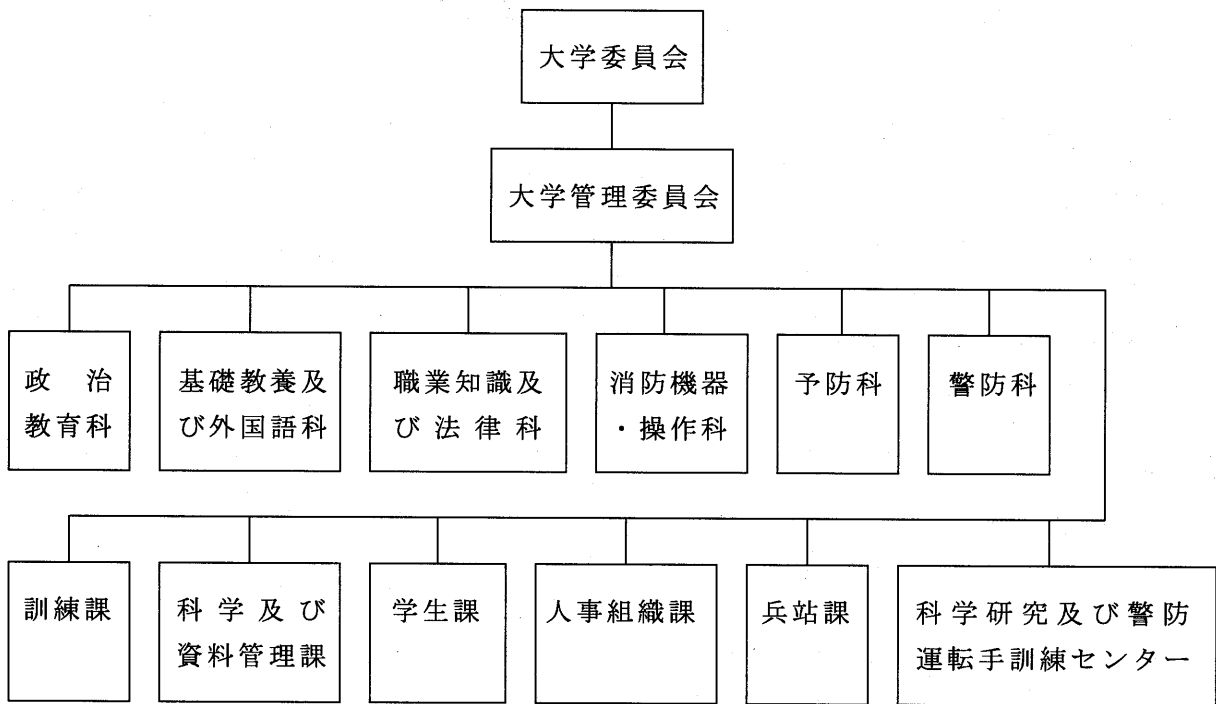
消防大学の組織図は、図表－9のとおりである。

3 自衛消防隊員等の訓練等

企業等の自衛消防隊員及び市民防衛隊員の訓練については、各所轄の警察消防隊が行うことになっている。

石油関係の製造・販売等特に火災・爆発の危険性の多いところに勤務している従業員等は、一定の訓練を受けるか訓練を受けたことを証明しなければならないことになっている。

図表－9 消防大学組織図



Ⅸ 救急・救助

1 救急

ベトナムにおいては、救急は、保健省の業務とされ、有料で行われており、消防では一般的には行っていないが、火災にかかわる事案等について行っているところもあるようである。なお、救急車を保有しているのは、ハノイ消防局とホーチミン消防室で、ハノイ消防局には救急車が2台（ただし、うち1台は使用不能である。附Ⅰ ハノイ市の消防事情（39頁）参照）、ホーチミン消防室にも救急車が1台ある（附Ⅱ ホーチミン市の消防事情（45頁）参照）。

2 救助

2001年の消防法の制定以前は、救助については、ホーチミン市では旧サイゴン市時代から取り扱っていたこともあり、例外的に実施していたが、一般的には消防では取り扱っていなかった。

消防法の制定に際して、他国の状況なども調査検討され、ベトナムにおいては救助業務を一般的に取り扱う機関がないことから消防法に取り入れることが検討された。

しかし、消防法上では明確には規定されず、消防法の施行細則の政令（2003年第35号：Decree granted by the Government of Vietnam regulating in detail the implementation of some Law on Fire fighting）第46条（公安大臣の責任）第7号^註で「日常の救助問題（rescue task everyday）の実施」が公安大臣の責任と規定された。

注：第46条（公安大臣の責任）

公安大臣は、全国的に火災予防及び消防についての国の管理を統一すること並びに次に掲げる問題の実施について責任を有する。

1. ～6.（省略）
7. 消防の常備組織に対し指示及び指導し、消防計画を樹立し及び実行すること、並びに**日常の救助問題を実施すること**
8. 以下（省略）

救助に関係する機関として別に検索救助国家委員会があるが、同委員会は、洪水、暴風雨災等の自然災害やオイル流出等の災害の場合の検索救助にのみ責任を持っており、一般的に救助を担当しているものではないこと、他の国の調査結果によると救助は消防の業務とされているところが多いこと、ベトナムでは、一般的、日常的に救助業務に責任を持つ機関がないことなどから、警察消防局が日常の救助業務を担当することになったものである。救助車がハノイ市に1台（ただし、使用不能。附Ⅰ ハノイ市の消防事情（39頁）参照）、ホーチミン市に2台（附Ⅱ ホーチミン市の消防事情（45頁）参照）あるが、今後、救助工作車その他の救助用資機材の整備・充実が必要となると思われる。

X 消防車両等の保有状況

1 概況

ベトナムにおける全国の警察消防隊保有の消防車両台数は、図表-10のとおり2000年現在で600台以上ある。しかし、全国的に故障等による使用不能の台数は不詳であるが、2割程度の使用不能車があるハノイ市及びホーチミン市の状況から考えても、そのうちの何割かは何らかの原因で故障しており、実際に運行できるものは600台をかなり下回るものと思われる。

今後、ベトナムの消防車両を増強する上で、その基礎資料として、使用可能な消防車両台数を各配置場所ごとに、また、消防車の種類ごとに正確に把握することが必要ではないかと思われる。ほかに企業の自衛消防隊でも一部は、化学車を含む消防車両を保有しているところもあるようであるが、その台数も不明である。

図表-10 ベトナムの消防車両保有台数（2000年現在）

区 分	台 数	区 分	台 数
水槽付ポンプ車	402	は し ご 車	27
ポ ン プ 車	55	救 急 車	3
化 学 車	1	そ の 他	83
水 槽 車	34	合 計	605

注：故障・修理中等、現在使用不能のものも含んでいる。
次表も同じ。

図表-10をみると消防水利の状況から、水槽付ポンプ車が多くなっている。

救急業務は原則として保健省の所管で、救急車3台のうち2台はホーチミン市が保有しており、他の1台も含めて救急の要請のある警察消防隊にのみ配置しているようである。化学車が全国で1台というのは、ベトナムにおける化学車を必要とする施設等の状況及び関係企業等の自衛消防隊の化学車等の保有状況が不明であり、一概には断定できないが、消防機関としては不十分ではないかと思われる。なお、ホーチミン市は、旧サイゴン市時代に化学車を3台保有していた時期もあったといわれる。

2 地域的配置状況

図表-10の消防車両が各消防局等にどのように配置されているのか不詳であるが、ハノイ市及びホーチミン市における消防車両の状況から残りの地域への配置状況を推測してみると図表-11のとおりである。ハノイ市及びホーチミン市以外の1省レベルの地方

行政単位当たり平均の水槽付ポンプ車台数は5.3である。全国的に故障等による使用不能の率がどの程度あるか不明であるが、ハノイ市及びホーチミン市における使用不能車両の比率が2割程度あることを考慮すると1省レベルの地方行政単位に4台程度しか使用可能な水槽付ポンプ車がないことになる。

また、はしご車についても、全国27台のうち9台がハノイ・ホーチミン両市に配置され残り18台が59の省レベル地方行政単位に配分されている。はしご車の故障状況も不明であるが、仮に故障がないとしても（ハノイ市及びホーチミン市の状況から故障車がないということは考えがたいが）、平均0.3台しか配置されないことになり、これに故障状況を加味すれば、使用可能な台数はさらに少ないものになる。建築物の高層化が進む地域においては、今後はしご車の整備が急務と思われる。

図表－11 消防車両のハノイ・ホーチミン両市とその他省等への配置状況

(単位：台)

	全 国	ハノイ市	ホーチ ミン市	その他59省等	
				計	1省等平均
水槽付ポンプ車	402	32	58	312	5.3
ポンプ車	55	2		53	0.9
化学車	1			1	0.0
水槽車	34	3		31	0.5
はしご車	27	3	6	18	0.3
救急車	3	1	2	0	0.0
その他	83	1	36	46	0.8
うち救助車		1	2		
その他			34		
合 計	605	42	102	461	7.8

2000年現在。

3 消防車両の修理

前述のように、消防車両の保有台数のうち現在使用ができないものもかなり含まれているようなので、使用可能台数の正確な把握が必要と思われるが、現在使用されている消防車両は、旧ソ連製、ヨーロッパ製、日本製等バラエティに富み、中にはその製造年も不明なものもみられるようである。これらの車両は、かなり老朽化しており、故障した際に交換部品がない車両もある。また、最新の車両もあるが、逆にメンテナンスを行

う者の技術が伴っていないため、修理に多くの時間を要する状況であるといわれている。このような状況から最新の修理技術の修得・向上が必要と思われる。

現在消防車両の補修については、個々の消防局等で対応し、例えば、ハノイ消防局ではGia Lam 消防署に職員 5 人の修理部門があるが、修理設備も十分ではなく、満足な維持管理が行われていないようである。保有車両の実情等から考えて、国内に 2 か所ぐらい車両の修理を担当する施設が必要ではないかといわれている。この部門の教育・訓練施設及び課程の充実とともに検討されるべき問題と思われる。

X I 各種災害等の状況

1 火災の状況

ベトナムで1995年～1999年に発生した火災件数は、図表-12のとおりである。

なお、2002年の火災件数は、267件、損害額は 1,780億ドンという資料があり、これによると火災はやや増加の傾向にあるようである。

図表-12 ベトナムの火災件数・損害状況（1995年～1999年）

年	火災件数 (件)	焼死者数 (人)	負傷者数 (人)	損害額	
				(億ドン)	(百万円)
1995	1,091	105	140	926.6	7億72
1996	961	63	99	739.0	6億16
1997	935	45	111	980.0	8億16
1998	1,184	33	128	1,900.0	15億83
1999	989	52	103	873.7	7億27
5年計	5,160	298	581	5,419.3	45億14
年平均	1,032	59.6	116.2	1,083.7	9億03

ベトナムの通貨は、ドン (Vietnam Dong: VND) であり、変動があるが、便宜のため、1億ドン = 833千円 (1円 = 120ドン) で換算。図表-14も同じ。

ベトナムの火災件数等 (1995年～1999年の平均) をハノイ市、ホーチミン市及びその他にわけてみると図表-13のとおりである。

図表－13 ハノイ市、ホーチミン市及びその他別
火災件数・損害状況（1995年～1999年）

	全 国	ハノイ市	ホーチミン市	小 計	その他
人 口（千人）	72,056	2,194	4,392	6,586	65,470
比率（％）	(100.0)	(3.0)	(6.1)	(9.1)	(90.9)
火災件数（件）	1,032.0	146.6	180.2	326.8	705.2
比率（％）	(100.0)	(14.2)	(17.5)	(31.7)	(68.3)
焼死者数（人）	59.6	4.6	12.8	17.4	42.2
比率（％）	(100.0)	(7.7)	(21.5)	(29.2)	(70.8)
負傷者数（人）	116.2	10.8	16.2	27.0	89.2
比率（％）	(100.0)	(9.3)	(13.9)	(23.2)	(76.8)
損害額（億ドン）	1,083.7	44.3	395.6	439.9	643.8
比率（％）	(100.0)	(4.1)	(36.5)	(40.6)	(59.4)
人口10万人当たり 火災件数（件）	1.43	6.68	4.10	4.96	1.08
人口10万人当たり 焼死者数（人）	0.083	0.210	0.291	0.264	0.064
火災100件当たり 焼死者数（人）	5.78	3.14	7.10	5.32	5.98
火災1件当たり 損害額（億ドン）	1.050	0.302	2.195	1.346	0.913

注：火災件数、焼死者数、負傷者数及び損害額は、1995年～1999年の5年間の平均である。

人口10万人当たりの火災件数は、ホーチミン市、ハノイ市が多く、その他のところは少なくなっている。これは、実際に少ないのか、小規模な火災が発生しても市民防衛隊などで消火してしまい、報告が少なくなっているのか不明である。

人口10万人当たりの焼死者数も、ホーチミン市、ハノイ市が多く、その他のところは少なくなっている。

火災件数100件当たりの焼死者数は、ホーチミン市が多く、ハノイ市はその他のところよりも少なくなっている。

火災件数1件当たりの損害額も、ホーチミン市が多く、ハノイ市はその他のところよりも少なくなっている。

ベトナムにおける近年の特異・大規模火災は、**図表-14**のとおりである。

図表-14 ベトナムにおける近年の特異・大規模火災

年・月	火災種類	省等	損害額	
			(億ドン)	(百万円)
1998.1	ポリエチレン生産工場火災	ホーチミン市	910	7億72
1998.8	靴製造工場火災	ホーチミン市	10	8
2000.4	倉庫火災	ピン・デュロン省	2	2
2000.5	化学工場	ホーチミン市	17	14

火災原因については、全国的な統計が得られておらず、また統計のあるハノイ市及びホーチミン市についても分類の項目が一致していない。ハノイ市では漏電(49.8%)、裸火(37.4%)、技術上のトラブル(3.5%)となっており、ホーチミン市においては、漏電(44.2%)、料理コンロ(25.1%)、炉(4.7%)、放火(0.7%)などとなっておりどちらも漏電が第一位となっている。ちなみに、ベトナムの家庭用電力は220Vである。

なお、ハノイ市における火災原因は、**図表-21**(41頁)、ホーチミン市における火災原因は、**図表-28**(47頁)をそれぞれ参照のこと。

2 その他の災害の状況

「20世紀アジア自然災害データブック」（アジア防災センター）により、1990年～1999年に発生した自然災害の種類別の状況をみると図表-15のとおりである。

災害件数、死者数、被災者数等からみて、台風・暴風及び洪水の被害が大きい。

図表-15 ベトナムの自然災害の種類別状況（1990年～1999年）

	災害件数 件	死者数 人	負傷者数 人	避難者数 人	被災者数 人	推計損害額 U S 1000 \$
旱 魃	2	0	0	0	2,700,000	9,770
流 行 病	5	479			20,206	
洪 水	18	2,531	1,849	158,304	12,047,568	1,313,500
地 滑 り	2	221	34	38,000		2,300
台風・暴風	27	6,585	59,523	973,229	3,308,690	1,053,100
計	54	9,816	61,406	1,169,533	18,076,464	2,378,670

注1：死者数は、死亡が確認された者、行方不明で死亡したと推定される者

負傷者数は、災害による負傷で医療手当を必要とする者

避難者数は、緊急避難所を必要とする者

被災者数は、生活物資援助必要者、

推計損害額は、災害による直接的、間接的な経済損失

2：数字の記載のないところは、原資料で記載のないものである。

3：以上1及び2は、次表も同じである。

図表-15の自然災害の種類別状況をさらに個別にみると図表-16のとおりである。ベトナムの自然災害としては、台風・暴風、洪水による被害は、毎年のように発生している。その他にマラリア等の流行病、地滑り災害がみられる。

図表-16 ベトナムの主な自然災害の状況（1990年～1999年）

発生年月日	種類	死者数 人	負傷者数 人	避難者数 人	被災者数 人	推計損害額 U S 1000 \$
1998.09.11	旱魃				1,300,000	9,770
1999.03.	旱魃	0	0	0	1,400,000	
1990.01.	マラリア	200				
1996.07.05	アルボウイルス ^{注1)}	45			9,706	
1998.08.10	マラリア	0			2,500	
1998.09.09	アルボウイルス	20				
1998.09.11	アルボウイルス	214			8,000	
1990.06.	洪水	82	200		10,000	
1990.07.07	洪水					
1991.07.07	洪水	16	1,000			2,200
1991.08.	洪水	21	0	600	270,000	38,500
1991.09.21	洪水	136				38,500
1992.10.05	洪水	65	15	7,579	44,109	47,700
1992.10.28	洪水	14		6,570	58,000	
1993.09.	洪水	143			1,319,309	10,000
1993.12.28	洪水	247	53			
1994.10.08	洪水	310			327,000	134,000
1995.09.	洪水	253			400,000	86,000
1996.09.04	洪水	33				13,400
1996.10.25	洪水	342			3,980,000	620,000
1997.09.30	洪水	28				
1998.10.23	洪水	52	5			13,700
1999.08.	洪水	40	0	8,290	106,885	19,500
1999.10.18	洪水	622	412	90,000	3,414,000	237,000
1999.12.06	洪水	127	164	45,265	2,118,265	53,000

発生年月日	種 類	死 者 数 人	負 傷 者 数 人	避 難 者 数 人	被 災 者 数 人	推 計 損 害 額 U S 1000 \$
1992. 07. 25	地 滑 り	200		38,000		
1994. 08. 06	地 滑 り	21	34			2,300
1990. 08.	台 風	19	108	0	500,000	
1990. 10. 23	台 風	15		2,000		
1990. 11. 15	台 風	68				
1991. 03. 15	暴 風	8			10,708	
1991. 07. 13	台 風	21	6		770	
1991. 08. 17	台 風	17	16	455,905		9,500
1991. 12. 28	暴 風	247	200		10,000	1,000
1991.	台 風	2	3		2,122	
1992. 02. 04	台 風	251			6,692	
1992. 06. 29	台 風	14	11			400
1992. 10. 23	台 風	114	28	50,428	4	18,000
1993. 03. 16	暴 風	3	16	2,000		
1993. 07. 03	台 風	21	6		770	
1993. 08. 17	台 風	17	16	455,905		
1993. 11. 23	台 風	130		5,490	6,000	
1993. 12. 08	台 風	73	20	939		
1994. 08. 28	台 風	30	57,000		11,000	
1995. 11. 01	台 風	16	51	0	23,000	21,200
1996. 07. 24	台 風	585	591		123,624	362,000
1996. 08. 18	暴 風	18	913		5,000	227,000

発生年月日	種 類	死 者 数 人	負 傷 者 数 人	避 難 者 数 人	被 災 者 数 人	推 計 損 害 額 U S 1000 \$
1996. 09. 25	台 風	162			56,000	138,000
1997. 11. 01	台 風	3,500	1,279		150,000	163,000
1998. 05. 08	台 風	13	30			
1998. 11. 25	台 風	283	92		2,400,000	93,000
1998. 12. 16	台 風	43		562	3,000	15,000
1999. 06. 06	台 風	10				

注：アルボウイルスは、黄熱病、デング熱、脳炎等を起こすウイルスの総称である。

3 緊急通報

ベトナムにおける電話通信体系の整備は遅れているようであるが、消防等の緊急電話番号は、次のとおりである。なお、消防法において、「火災通報の電話番号は、全国を通じて統一された番号とする。」と規定されている（同法第32条）。

消防関係の通報は、年間約 2,000件である。

消防 1 1 4

救急 1 1 5

警察 1 1 3

附 I ハノイ市の消防事情

1 概況

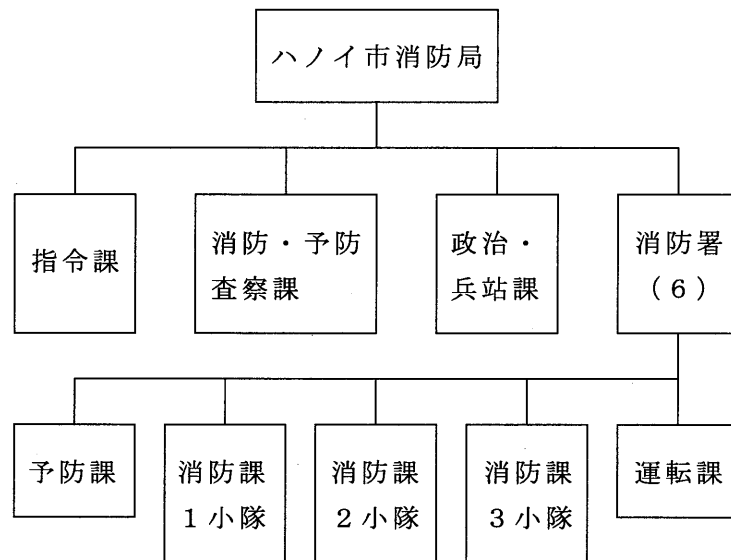
ハノイ市は、中国雲南省から国境を越えて流下してきたホン川（紅河）が2本に分かれる地点に位置している。面積 921 k m²、人口 2,812千人（2003年現在）である。

ハノイ市は、ベトナムの首都として政治・文化の中心都市であり、省レベルの中央政府直轄市である。市内には、フランス統治時代に建てられた洋館や教会が多く残されている。近年ドイモイ（刷新）政策に伴う経済政策により、高層のオフィス・ビルやホテルが建設され、また、市の北部に位置するタイ湖の周辺には美しく整備された別荘が建てられ、リゾート開発が進んでいる。しかし、旧市街地には老朽化した建築物（店舗併用住宅）が多く残されており、このような建物の密集する区域も多く、新旧の建物が入り交じった状況となっている。ハノイの高層建物の状況は、高さ50メートルを超えるビルは約10棟あり、一番高い建物は25階建てのベトナム銀行ビルで高さ 120メートルである。

2 ハノイ市消防局の現況

現在、ハノイ市消防局には、3課、6消防署がある。ハノイ市消防局及びその消防署の組織図は、**図表-17**のとおりである。

図表-17 ハノイ市消防局及び消防署組織図



ハノイ市消防局の各消防署別の管轄区域面積・人口及び職員数は、**図表-18**のとおりである。

図表-18 ハノイ市消防局消防署別管轄区域の面積・人口・職員数等

消防署名	管轄区域 面積 (k m ²)	人 口 (万人)	職 員 数 (人)			管轄区域の特徴
			制服	その他	計	
P. C. Trinh	19.94	54.3	41	2	43	行政・高層ビル・企業
Giang Vo	28.32	72.4	35	1	36	行政・高層ビル・企業
Thang Tri	98.22	23.2	29	17	46	港地区
Tu Liem	111.36	44.2	29	6	35	行政・高層ビル・企業
Dong Anh	488.88	51.8	30	6	36	工業地区
Gia Lam	174.32	35.3	34	7	41	工業地区
合 計	921.04	281.2	198	39	237	

注1：数値は、2003年現在。

2：管轄区域の人口の合計が、8頁のハノイ市の人口（1994年現在）とかなり相違しているが、調査年が異なることによると思われる。

3：P. C. Trinh は、Phan Chu Trinhの略（次表も同じ。）

ハノイ市消防局の各消防署別消防車両の保有状況は、図表-19のとおりである。

図表-19 ハノイ市消防局の各消防署別消防車両の保有状況

消防署名	水 槽 付 ポンプ車	タンク 車	ポンプ 車	化学車	はしご 車	救助車	救急車	合 計
P. C. Trinh	6	1	1	-	1	-	1(1)	10(1)
Giang Vo	5	-	-	-	1	-(1)	-	6(1)
Thang Tri	4(1)	1	-	-	-	-	-	5(1)
Tu Liem	5(1)	1	-	-	-	-	-	6(1)
Dong Anh	5(1)	-	-(1)	-	-	-	-	5(2)
Gia Lam	5(2)	-	-	-	-(1)	-	-	5(3)
合 計	30(5)	3	1(1)	-	2(1)	-(1)	1(1)	37(9)

注：（ ）内は、修理中等で使用不能であり、外数である。2003年現在。

ハノイ市の水槽付ポンプ車は全体で35台あるが、そのうち5台（14.3%）は修理中等で使用不能である。はしご車は、3台のうち1台（33.3%）が修理中等で使用不能である。救助車は、1台あるが使用不能である。救急車は2台あるが、1台は使用不能である。化学車は保有していない。

3 火災件数等の状況

ハノイ市の火災件数等の状況は、**図表-20**のとおりである。

図表-20 ハノイ市の火災件数等の状況（1995年～2001年）

年	件数 (件)	焼死者数 (人)	負傷者数 (人)	損害額 (億ドン)
1995	103	2	10	23.0
1996	158	7	16	11.6
1997	136	8	7	23.6
1998	182	1	13	93.3
1999	154	5	8	69.9
1995～ 1999 5年計	733	23	54	221.4
年平均	146.6	4.6	10.8	44.3
2000	155	10	13	113.0
2001	170	10	10	138.0
1997～ 2001 5年計	797	34	51	437.8
年平均	159.4	6.8	10.2	87.6

注1：31頁の全国統計との比較のため1995年～1999年の平均も算出した。

2：1億ドンは、約83.3万円。

ハノイ市の火災件数等をホーチミン市及びベトナム全土と比較してみると（**図表-13**

(32頁) 参照) 人口10万人当たり火災件数はハノイ市 (6.68, ホーチミン市4.10, ベトナム全土1.43) が一番高くなっている。人口10万人当たり焼死者数 (0.210)はホーチミン市 (0.291)より低い、ベトナム全土 (0.083)よりかなり高くなっている。火災 100件当たり焼死者数 (3.14) はホーチミン市 (7.10)、ベトナム全土 (5.78) より低くなっている。

図表-21 ハノイ市における火災原因別火災件数 (1995年～2001年)

年	漏電	裸火	技術上のトラブル	その他	合計
1995	43	42	5	13	103
1996	85	47	5	21	158
1997	69	57	3	5	134
1998	110	58	7	7	182
1999	67	57	8	16	148
2000	58	74	5	22	159
2001	95	61	4	14	174
計	527	396	37	98	1,058
%	49.8	37.4	3.5	9.3	100.0

図表-22 ハノイ市の火災の対象物種類別件数 (1995年～2001年)

年	ビル	一般住宅	集合住宅	その他	合計
1995	25	59	14	5	103
1996	41	106	15	4	166
1997	23	107	6	9	145
1998	32	134	8	8	182
1999	13	125	12	4	154
2000	28	110	14	3	155
2001	32	109	15	10	166
合計	194	750	84	43	1,071
年平均	27.7	107.2	12.0	6.1	153.0
%	18.1	70.1	7.8	4.0	100.0

次に、火災原因別火災件数をみると図表-21のとおりである。火災原因で一番多いのは、漏電で平均して約半分を占めている。次いで裸火が4割近くとなっている。

さらに、対象物の種類別に火災件数をみると、図表-22のとおりである。

一般住宅の火災件数が一番多く、約7割を占め、次いで、ビル、集合住宅の順になっている。(なお、図表-21及び図表-22の年ごとの合計件数が図表-20の合計件数と合致しないところがあるが、原資料のままである。)

4 防火対象物・消防水利・道路事情等

ハノイ市の防火対象物、消防水利、道路等の状況は、以下のとおりである。

(1) 防火対象物の状況

ハノイ市の建築物は、レンガ構造のものがほとんどであるため、一般的には不燃性は高い。しかし、内装については木製が多く、特に防災製品又は内装制限等の規制はない。また、建物の高さについては、3～4階建ての建物が多く、高層建築物(31m以上)はあまりない。

(2) 消防水利

消防水は、原則として水槽付ポンプ車の積載水を使うが、これで不足する場合は6トンの給水車2台の水を使う。

現在、800の消火栓があるが、実際に使えるものはほとんどない状況である。また、貯水槽もあるが、飲料水用であるため、消火水としては使用できない。

ほかに、水利として、池、川及び湖沼があるが、消防車両にはホースなどの積載が少ないため、長い距離を送水することはできず、ほとんど使われていない。

(3) 道路状況

ハノイ市の道路事情は、幹線道路を1本入ると非常に狭隘であり、小型車1台がやっと通過できる程度である。このことから、消防車両が火災現場に接近することは困難な場合が多い。

また、市内南部の中華街付近は、老朽化した建物が密集し、密集区域内で火災が発生した場合は、消防活動をする上で非常に困難を伴うことが予測される。

附Ⅱ ホーチミン市の消防事情

1 概況

ホーチミン市は、ベトナムの南部に位置し、1975年(昭和50年)の開放前までは、サイゴンと呼ばれ、旧ベトナム共和国(南ベトナム)時代は、その首都であった。現在は、ハノイ市が政治・文化の中心であるのに対して、ホーチミン市は商業都市となっており、ベトナム最大の都市である。面積 2,087k㎡、人口 6,161千人(2003年現在)である。

この都市が急激に発達したのは、19世紀の半ばでフランスの統治時代といわれる。そ

のため、市街には当時を偲ばせる建物や教会が点在している。

一方、街は今開発ラッシュでいたるところで中高層ビルが建設されている。しかし、市内はまだ昔ながらの専用住宅の密集地も多い。

2 ホーチミン市消防の沿革

フランスの統治時代の1931年（昭和6年）に消防が設置されたのが最初といわれる。

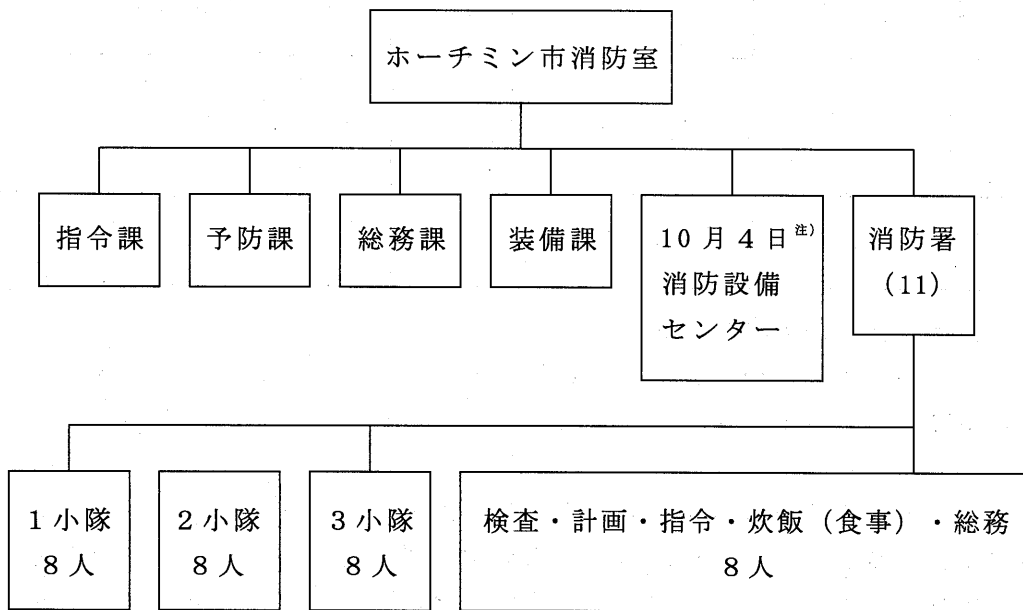
当初、消防は警察に属していたが、ベトナム共和国時代に、市の行政に移った。ベトナム戦争中は、陸、海、空の三軍がそれぞれの消防（軍消防）を組織した。これに対して市消防は、市民消防、自治体消防と呼ばれたが、軍消防とは相互に協力することになっていた。1948年（昭和23年）、サイゴンの人口は約25万人であったが、10台の消防車両を保有し、約50人の消防隊員が2隊に分かれて勤務していた。

1978年当時、サイゴン首都消防局には、3消防署があり、総隊員数は、270名、水槽付ポンプ車24台（各署8台）、中型・小型ポンプ車11台、化学車3台、救助車4台、スノーケル・はしご車2台の計44台の消防車を保有していた。

3 ホーチミン市消防室の現況

ホーチミン市消防室の組織図は、**図表-23**のとおりである。

図表-23 ホーチミン市消防室及び消防署組織図



注：10月4日消防設備センターは、1961年（昭和36年）10月4日に消防に関する規定が初めて定められたことから、この日を記念してこの名前が付けられている。

業務内容は、消防用設備等の設置、販売及び検定の代行等を行っている（VI 消防用器材の基準・認証（24頁）参照）。

ホーチミン消防室の各消防署の管轄区域の面積・人口・職員数は、図表-24のとおりである。

図表-24 ホーチミン市消防室消防署別管轄区域の面積・人口・職員数等

消防署名	管轄区域 面積 (k m ²)	人 口 (万人)	職 員 数 (人)			管轄区域の特徴
			制服	その他	計	
Trung Tam	13.30	46.0	92	3	95	高層ビル地区
第3区	4.80	24.6	24	5	29	高層ビル地区
第4区	884.50	103.4	35	5	40	道路狭隘・開発地区
第6区	7.20	22.5	26	4	30	工業・道路狭隘地区
第8区	23.50	52.2	25	7	32	高層ビル・道路狭隘地区
第9区	211.30	46.3	22	8	30	工業・道路狭隘地区
第11区	43.60	82.3	32	11	43	工業・道路狭隘地区
第12区	549.20	90.2	29	1	30	工業・開発地区
Go vap	19.70	31.1	22	5	27	工業地区
Binh Thanh	25.70	84.0	26	5	31	道路狭隘地区
Tren Song	-	-	10	10	20	海上
Binh Chanh	304.60	33.5	30	9	39	
合 計	2,087.40	616.1	373	73	446	

注1：数字は、2003年現在である。

2：管轄区域の人口の合計が、9頁のホーチミン市の人口（1994年現在）とかなり相違しているが、調査年が異なることによるものと思われる。

ホーチミン市の各消防署の消防車両等の保有状況は、図表-25のとおりである。

水槽付ポンプ車が全体で56台あるが、修理中等で10台（18.5%）は使用不能であり、使用可能は46台である。はしご車は、全体で6台あるが、使用可能は2台（使用不能66.7%）にすぎない。救助車2台、救急車1台を保有しているが、化学車はない。

図表-25 ホーチミン市消防室の各消防署別消防車両の保有状況

消防署名	水槽付 ポンプ車	ポンプ 車	化学車	はしご 車	救助車	救急車	その他	合計
Trung Tam	7(4)	3(1)	-	2(2)	2	1	4(1)	19(8)
第3区	3	-	-	-	-	-	1	4
第4区	4(1)	1	-	-(1)	-	-	3	8(2)
第6区	3(2)	-	-	-	-	-	1(1)	4(3)
第8区	5	-	-	-(1)	-	-	2	7(1)
第9区	4	-	-	-	-	-	2	6
第11区	3(1)	-	-	-	-	-	1	4(1)
第12区	6(1)	-	-	-	-	-	1	7(1)
Binh Thanh	3	-	-	-	-	-	1	4
Go vap	3(1)	-	-	-	-	-	1	4(1)
Tren Song	2	-	-	-	-	-	-	2
Binh Chang	3	-	-	-	-	-	2	5
合計	46(10)	4(1)	-	2(4)	2	1	19(2)	74(17)

注：（ ）内は修理中等で使用不能であり、外数である。2003年現在。

4 火災件数等の状況

ホーチミン市の火災件数等の状況は、図表-26のとおりである。

1995年～1999年の5年の平均と1998年～2002年の5年の平均を比較してみると火災件数、焼死者数、負傷者数、損害額のいずれも1998年～2002年の5年の平均の方が多くなっている。

なお、ホーチミン市の火災件数等をハノイ市及びベトナム全土と比較してみると（図表-13（32頁）参照）人口10万人当たり火災件数はハノイ市(6.63)より低い、ベトナム全土(1.43)よりかなり高い。人口10万人当たり焼死者数(0.291, ハノイ市0.210, ベトナム全土0.083)、火災100件当たり焼死者数(7.10, ハノイ市3.14, ベトナム全土5.78)はともに一番多くなっている。

図表－26 ホーチミン市の火災件数等の状況（1995年～2002年）

年	件数 (件)	焼死者数 (人)	負傷者数 (人)	損害額 (億ドン)	焼損面積 (㎡)
1995	170	11	17	125	23,148
1996	175	21	18	115	28,372
1997	176	11	10	373	29,860
1998	237	8	26	1,120	32,117
1999	153	13	10	245	22,920
1995～ 1999 5年計	911	64	81	1,978	136,417
年平均	182.2	12.8	16.2	395.6	27,283.4
2000	183	14	18	730	
2001	164	14	43	345	
2002	295	74	115	518	
1998～ 2002 5年計	1,032	123	212	2,958	
年平均	206.4	24.6	42.4	591.6	

注1：31頁の全国統計との比較のため1995年～1999年の平均も算出した。

2：1億ドンは、約83.3万円。

ホーチミン市における火災原因別件数は、図表－27のとおりであり、漏電が44.2%と一番多く、次いで料理コンロ25.1%とこの二つの原因だけで全体の7割近くを占めている。（なお、1998年の合計が図表－26と一致しないが原資料のままである。）

図表－27 ホーチミン市における火災原因別件数（1995年～2002年）

年	たばこ	漏電	料理コンロ	炉	放火	その他	合計
1995		68	48	14		40	170
1996	4	76	53	17		25	175
1997	3	61	64	9	6	33	176
1998	7	83	68	14		61	233
1999	5	63	21	18	5	41	153
2000		73	42			68	183
2001		75	32			57	164
2002	4	186	61			44	295
計	23	685	389	72	11	369	1,549
%	1.5	44.2	25.1	4.7	0.7	23.8	100.0

ホーチミン市の火災の対象物種類別状況は、図表－28のとおりである。

ホーチミン市の火災の大部分は、建物火災であり、住居の火災が全体の6割を占めている。（なお、1998年の合計が図表－26と一致しないが原資料のままである。）

図表－28 ホーチミン市の火災の対象物種類別状況（1996年～2002年）

年	建 物			車両	森林	その他	合計
	住居	事務所	その他				
1996	94	42	39				175
1997	128	20	28				176
1998	154	29	50				233
1999	113	15	25				153
2000	115	8	60				183
2001	102	13	49				164
2002	122	21	146		6		295
計	828	148	397		6		1,379
%	60.0	10.8	28.8		0.4		100.0

5 防火対象物・消防水利・道路事情等

ホーチミン市の防火対象物、消防水利、道路等の状況は、以下のとおりである。

(1) 防火対象物の状況

ホーチミン市の建物は、市内中心部がレンガ構造の建築物が多く、周辺部については木造が多い。また、5階以上の共同住宅も多く見受けられるが、老朽化がかなり進んでいる。

近年、高層ビルの建設が続き、11階以上の建物が80以上あり、現在も建設が進んでいる。

(2) 消防水利

ホーチミン市の中心部には、全部で700以上の消火栓があるが、半分以上は修理する必要がある。自然水利は、池、川及び湖沼がある。

郊外は、水利分布が不十分であり、遠距離送水となりやすく、消火するまでに時間が掛かることが多い。

(3) 道路状況

ホーチミン市の道路状況は、主要道路は比較的広いが、主要道路から路地に入った住宅街の道路は大型車が進入することは不可能である。

また、市の中心部は、建物の密集地帯が多く見られる。

6 消防財政

ホーチミン市消防室の予算の推移は、図表-29のとおりである。

車両設備購入費は、年により大きく変動しているが、人件費は、車両設備購入費がない年では全体の概ね70%程度となっている。なお、財源の状況は不明である。

図表-29 ホーチミン市消防室の予算の推移（1997年～2003年）

（単位：百万ドン）

年	人件費	車両設備 購入費	施設車両 燃料費	維持 修繕費	その他	合計
1997	3,697		712	280	590	5,279
1998	3,639		764	420	620	5,443
1999	3,526	17,400	776	370	670	22,742
2000	4,444	4,100	843	485	710	10,582
2001	5,166		819	660	780	7,425
2002	5,158		810	450	830	7,248
2003	7,109	4,100	814	780	870	13,673

注：1百万ドンは、約8.33千円。

附Ⅲ 2001年火災予防及び 消防に関する法律（抄）

（仮訳）

注：この法律は、2001年6月9日にベトナム国会で可決成立し、同年10月4日に施行された。主として、英訳文をもとに仮訳したものである。

2001年火災予防及び 消防に関する法律

人の生命、健康を守り、国家、組織及び個人の財産を守り、社会の安全と秩序を確保し、国家管理の効率を増強し並びに火災予防及び消防活動について人民の責任を強調するために、

1992年のベトナム社会主義共和国憲法に従って、この法律は火災予防及び消防に関して規定する。

第 1 章 総 則

第 1 条（規制の範囲）

この法律は、火災予防及び消防のために、消防の部隊、消防活動の手段としての装備及び消防活動の施策の樹立について規定する。

第 2 条（規制の対象）

ベトナム社会主義共和国の領域内の企業、組織、家庭又は個人的な作業場及び生活は、ベトナム社会主義共和国が署名又は加入した国際条約に他の特別の規定を定めている場合を除き、この法律及び関係法令に従う義務を有する。

第 3 条（用語の解釈）

この法律において、次の用語は、それぞれ各号のように解釈される。

- 1 火災とは、制御不可能な爆発的燃焼で人々の生命、財産及び環境に損害を及ぼすものである。
- 2 火災及び爆発の危険物とは、容易に火がつく液体、気体、固体、物又は材料である。
- 3 施設（base）とは、工場、事業場、貯蔵所、病院、学校、劇場、ホテル、市場、貿易センター及びその他の施設（project）を指す通常用語である。
- 4 火災の危険性がある施設（base）とは、火災及び爆発についていくつかの危険性を有する施設である。
- 5 市民防衛隊（civil defense）とは、消火に参加し、その地域の保安を保持する人々

から構成される組織である。

6 自衛消防隊 (base fire fighting brigade) は、勤務場所で消火活動に参加する人々から構成される組織である。

7 消火区域 (fire fighting area) (省略)

8 消火 (fire fighting) (省略)

9 主要な森林 (forest host) (省略)

第4条 (主な火災予防及び消防活動)

1 火災予防及び消防活動に参加する全ての人民の力を動員する。

2 予防を第一の優先順位とし、火災及び火災による損害を最小限度にする。

3 火災を素早く消し止めるため人員、車両、決定その他の条件を整備する。

第5条 (火災予防及び消防に対する責任)

1 火災予防及び消防は、ベトナム社会主義共和国の全領域内の企業、組織、家庭及び個人の責任である。

2 健康な18歳以上の市民は、その居住地及び職場に設置された火災予防及び消防の組織に加わる義務がある。

3 組織及び家庭の長は、その組織における火災予防及び消防について定期的に点検する責任を有する。

4 警察消防隊は、企業、組織及び家庭又は個人の消防活動を指導し、点検する責任を有する。

第6条 (消防に関する広報及び教育の責任)

広報宣伝事務所 (the information and propaganda office) は、火災予防及び消防についての知識を人民に広く知らせる義務を有する。

第7条 (ベトナム祖国人民戦線及びその会員の責任)

ベトナム祖国人民戦線及びその会員は、全ての階層の人民がこの法律の規定の実施に参加し、監督するよう普及し、推進する責務を有する。

第8条 (消防の基準の制定及び適用)

1 国の機関は、公安大臣の承認を得て、火災予防及び消防の安全についての基準を制定する責任を有する。

2 消防活動に従事する組織、家庭又は個人はこの基準に従わなければならない。その他の外国の基準の適用については、政府により規定される。

第9条 (火災及び爆発の保険)

火災及び爆発の危険性のある建物は、強制火災保険に加入しなければならない。

その他の事業所及び家庭は、火災保険への任意加入を国が奨励する。

政府は、強制保険を設置し、火災保険からの手数料の一部を火災の予防及び消防活動に支出する。

第10条 (消防に参加するための措置)

消防に参加して、死亡、負傷及び財産の損害を蒙った者は、国の定める規定に従った措置を受ける。

第11条（全人民の消防活動に参加する日）

毎年、10月4日は、全人民にとって消防活動に参加する日である。

第12条 海外協力関係）

- 1 火災が発生した場合、ベトナム国は、火災予防及び消防のための他国及び国際組織からの支援を求めることがある。
- 2 反対に、ベトナムは、もし要求があればその能力内で、この分野で他国を支援する。

第13条（禁止行為）

- 1 人民の健康及び生命、国家、組織、個人の財産並びに環境に影響をあたえ又は危険を生じさせる火災及び爆発を生じさせること
- 2 火災予防及び消防の活動を妨げたり、消防に従事する公務員に抵抗すること
- 3 人民の生命及び健康並びに国家、組織及び個人の財産を侵すために、消防活動を悪用すること
- 4 虚偽の火災報知をすること
- 5 火災及び爆発の危険性のある物の違法な生産、貯蔵、運搬、保存、使用及び取引をすること
- 6 火災予防及び消防について計画の承認なしに火災及び爆発の危険性のある事業を執行すること
- 7 火災予防及び消防の資産及び設備を損傷し、移動し及び譲渡すること
- 8 その他のこの法律の規定違反の行為をすること

第2章 火災予防の業務

第14条（火災予防の基本的な施策）

- 1 火災及び爆発を生じる物質の厳格な管理及び安全な利用並びに火災予防の条件の確認
- 2 火災予防業務の欠点を発見するための定期的な点検

第15条（火災予防及び消防に関する設計並びに設計の審査）

- 1 都市地域、経済地区、工業地区、輸出加工地区及びハイテク地区において新しい計画又は建築案若しくは改築案を作るとき、以下の各内容を保証する火災予防及び消防上の対策及び設計が必要である。
 - a) 建築地点、配置の各区及び各区分
 - b) 交通及び給水の体系
 - c) 自衛消防隊の合理的な配置
 - d) 火災予防及び消防の各項目に対処する予防経費
- 2 計画を作成し、新しい建設の設計、改造又は公の財産を使用する性質を変更するとき、報告し、以下の各内容を保証する火災予防及び消防上の対策及び設計が必要である。
 - a) 建築地点、安全の間隔

- b)避難の体系
 - c)火災予防及び消防に関する安全技術の体系
 - d)火災予防及び消防のその他の要求
 - e)火災予防及び消防の各項目に対処する予防経費
- 3 本条の第1項及び第2項に規定する各設計及び案は、火災予防及び消防に関して十分な審査をする必要がある。
- 4 政府は、火災予防及び消防について設計及び設計の審査を必要とする建設工事の範囲並びに設計審査の時期について定める。

第16条（建築投資及び利用計画における事業、組織、個人の責任）

- 1 投資者は、火災予防及び消防の計画及び設計に従って工事を施工する。工事の施工は、火災予防及び消防の設計が承認されてからのみ始めることができる。
- 2 事業の施工中は、投資者及び契約者は、その責任の範囲内で火災予防及び消防の安全を確認しなければならない。

第17条（家屋及び住居の火災予防）

家屋は、電気設備及び祈祷の場所^{註)}を安全に整えなければならない。火災及び爆発物の危険性のあるものは、火源から離しておき、消防のための手段及び条件を備えていなければならない。

注：ロウソクの火などによる火災の防止のためと思われる。

第18条（輸送車両の火災予防）

- 1 4人座席以上の公共業務車両並びに商品及び材料を運搬する車両は、適切な防火設備を備えなければならない。
- 2 政府は、消防安全上特別に必要な車両の形式について規制する。
- 3 国際組織の車両は、ベトナムの領土に入国するときに消防安全状況について確認を受けなければならない。
- 4 車両の所有者は、その運行の間、その車両の消防上の安全について責任を有する。

第19条（森林についての火災予防）

- 1 森林の管理、保護、拡張及び開拓を通じて、火災予防及び消防の安全に関して火災から守るべき地域を明らかにすること。
- 2 森林の近くに位置する住宅及び施設は、法律の規制に従い、安全な距離及び消防のための回廊を保たねばならない。
- 3 森林の中又は森林の縁にある各施設、家屋、森林又は森林の縁を通過する道路、導管の道、火に関するそれぞれの性質により、火災予防及び消防の安全に関する各規定を遵守しなければならない。
- 4 機関、組織、家庭及び個人は、森林又は森林の縁を見守る活動をするとき、火災予防及び消防の安全に関する規定を遵守し、この法律及びその他の法律に従わなければならない。
- 5 政府は、森林における火災予防について具体的に規定する。

第20条（施設の火災予防）

1 いくつかの施設も管理者を置き、火災予防及び消防についての措置が次に定める基本的条件に従わなければならない。

- a)火災予防及び消防について規程を有すること
- b)火災予防の説明をすること
- c)各施設の特徴的運用に従って火災報知設備及び消火設備を有すること
- d)火災予防及び消防管理等についての記録を有すること
- e)及びf) (省略)

2 及び 3 (省略)

第21条 (工業・輸出加工地区、ハイテク地区及び特別経済地区の火災予防)

1 工業及び輸出加工地区、ハイテク地区及び特別経済地区においては、専任自衛消防隊が、編成されなければならない。全地域に対する火災予防及び消防の手段及び計画が、採用されなければならない。

2 本条第1項に規定された各地区における組織及び個人は、それらが活動している場所における火災予防及び消防上の安全を確保する計画を持たなければならない。

第22条 (火災及び爆発の危険性のある石油、ガス、物質、その他のもの等の生産物の探査、加工、製造、運搬、販売、保持の火災予防)

1～6 (省略)

第23条 (高層ビル、水上施設、地下施設、トンネル及びその他鉱山開発施設の火災予防)、

1～3 (省略)

第24条 (電力、電気設備及び装置の製造、供給及び使用の火災予防)

1～4 (省略)

第25条 (市場、商業センター及び倉庫の火災予防)

1 市場、商業センター及び倉庫は、火及び電力の使用、電力を消費する施設についての規制を確認しなければならない。火災報知設備、火災予防設備及び消火設備がなければならない。事業の組織、材料及び商品の配置及び保持は、火災を免れ、延焼を制限するため採用された計画により実行されなければならない。

2 火災及び爆発の危険のある材料及び商品の倉庫は、特別なものでなければならない。

第26条 (港及び鉄道駅の火災予防)

海港、河川港、空港及び鉄道駅並びにバス・ステーションでは、公安省令に従った消防の組織、装備及び手段を備えなければならない。

第27条 (病院、学校、ホテル、レストラン、ナイトクラブ、劇場、映画館及びその他の公共の場所の火災予防)

(省略)

第28条 (事務所、図書館、美術館等の火災予防)

(省略)

第29条 (火災予防及び消防の安全が保証されない施設、車両、家庭又は個人の運用の停止又は一時停止)

政府は、上記の対象物の運用の一時停止、停止、一定期間の停止の範囲について規定

する。

所管機関は、停止又は一時停止を決定する。

第 3 章 消 火

第30条（消火の基礎的施策）

- 1 消火のための人員、手段の最速の動員
- 2 人員の救助、財産の保護、火災の延焼の防止に焦点を置く
- 3 消火における指揮、執行の統一

第31条（消防計画の策定と実行）

- 1 各施設、地区（communal subdivision）、森林区域、特殊車両は、施設等の長により策定され、国の機関より承認された消防計画を持たなければならない。
- 2 消防計画は、承認された計画として定期的実施されなくてはならない。

第32条（火災通報及び消火）

命令又は電話で火災を知らせよ。火災通報の電話番号は、全国を通じて統一された番号とする。通信は、火災通報及び消火に優先度が与えられる。

第33条（消防に対する責務及び参加）

- 1 火災を発見したものは、何らかの方法により、ただちに一番近い者及び消防に通報しなければならない。火災発生場所の近くにある組織、家庭及び個人は、消火に加わらなければならない。
- 2 管内からの火災通報を受けたときは、消防隊はただちに急行し、消火を実行しなければならない。
- 3 医療機関、電力、水道、都市環境、運輸及び関係機関は、指揮者から要求を受けたときは、ただちに消防隊員を任命し、消防手段を定めなければならない。
- 4 公安警察隊及び市民防衛隊は、秩序を維持し、火災現場を警護し、及び消火に参加する。

第34条（消防隊の動員及び消防機材）

- 1 火災発生するとき、事務所、組織、家庭及び個人の全ての人員、車両及び財産は、消火の目的のために動員することができる。損害を受けた車両及び財産は、法律の規定に従い補償を受けることができる。
- 2 優先車両、軍隊の人員及び車両、ベトナムで働いている国際組織、外国の組織及び個人の動員については、政府の規則に従って行われる。

第35条（消防水利及び消火資機材）

火災が発生したときは、全ての水源及び消火資機材は、消火活動のための使用に優先権が与えられる。

第36条（消火に参加する人民又は車両の優先権）

- 1～4（省略）

第37条（消火指揮者）

- 1 全ての場合に、火災発生現場にいる警察消防隊の最高階級の隊員が、消火指揮者である。
- 2 警察消防隊がまだ到着していない場合、消火指揮者は、火災が事業所で発生したときは事業所の長、火災が農村の住宅で発生したときは集落の長、車両が火災を出したときは車両の所有者である。

第38条（消火指揮者の権限及び職務）

- 1 権利
 - a) 消火のために、人員及び車両を動員すること
 - b) 消火区域、消火施設、消火のための近隣の地理的位置の使用を決定すること
 - c) 用務外の人員及び車両の消火区域の通行を禁止すること
 - d) 人員を救助し、重大な損害を生じさせる火災の延焼又は火災を防止するために必要があるときは、家及び事業を破壊すること並びに障害物及び財産を取り除くことを決定すること
- 2 職務
全ての者は、消火指揮者の命令に従わなければならない。一方、指揮者は、その決定について法律に従う責任を有する。

3（省略）

第39条（重大災害の場合の取決め）

- 1 火災の発生した地域の人民委員会委員長は、火災消火の過程、火災防御に適した条件の確保及び火災後の対策の処理を指揮しなければならない。
もし、当該人民委員会委員長の能力を超えるときは、当該人民委員会委員長は、上級の人民委員会委員長に指示を求めなければならない。
- 2 地方で対処できないときは、県レベル人民委員会委員長の要請により、公安大臣は、消火活動について具体的な指示を与えることについて関係各省、国直轄市と調整する。
- 3 重大火災の場合は、公安大臣は、総理大臣に通報しなければならない。

第40条（火災後の対策）

- 1 火災後の対策は、次のとおりである。
 - a) 被害者への応急手当て及び日常生活の保持のための援助
 - b) 環境及び社会安全の確保
 - c) 生産、供給業務及びその他の活動の回復
- 2 火災が発生した村レベルの人民委員会委員長及び事業所の長は、本条第1項に規定した業務の管理について指揮する。

第41条（火災現場の保存及び火災関係書類の作成）

- 1 公安警察隊は、火災発生の現場を保存し、検証し、火災を調査する。職場、組織、事業所、家庭及び個人もまた現場保存に協力する。
- 2 警察消防隊は、火災関係書類を作成し、火災の損害及び消火の効果を見積もり、現場を検証し、並びに火災原因を調査する。

第42条（大使館、領事館及び国際機関の事務所の構内における消火）

- 1 大使館、領事館及び国際機関の代表者事務所若しくはこれらの機関のメンバーの家において火災が発生したときは、その場にいた者は、速やかに消火に努め、火災の延焼を止めなければならない。
- 2 ベトナムの消防隊は、これらの大使館、領事館及び国際機関の代表者事務所若しくはこれらの機関のメンバーの家の火災の延焼を止めなければならない。
- 3 これら上記の施設に入るには、ベトナムの消防隊は、ベトナムが署名した国際的同意をした定めに従わなければならない。
- 4 政府は、本条第3項に規定するものの消火について規定する。

第4章 消防隊の組織

第43条（消防隊）

消防隊は、全人民の中で火災を防止し、終結させる中心勢力である。

それらは、次のとおりである。

- 1 市民防衛隊
- 2 自衛消防隊
- 3 国の法令に従った専門消防隊
- 4 警察消防隊

第44条（市民防衛隊及び自衛消防隊の設置、管理、指導）

1 市民防衛隊及び自衛消防隊は、次の規定に従って設置、管理及び指導される。

a) 村、村落 (hamlet)、班 (precint) では市民防衛隊は村人民委員会委員長の監督の下に設置される。

b) 自衛消防隊は、組織の長の監督の下に設置されなければならない。

2 消防隊の設立を決定するものは、警察消防隊に書面で通知しなければならない。

第45条（市民防衛隊及び自衛消防隊の義務）

- 1 火災予防及び消防に関する規定の制定
- 2 火災予防及び消防に関する法令並びに知識の公表、火災予防及び消防に関する行動を開始することについての規定並びに知識の発行
- 3 消防規則の遵守のチェック及び監督
- 4 消防の訓練及び知識の教育
- 5 火災の際の人員及び施設を計画し、準備し、要求があったときは地域の火災の消火に参加すること

第46条（市民防衛隊及び自衛消防隊の訓練、育成、指揮、監督等）

1 市民防衛隊及び自衛消防隊は、消防についての知識及び実務の訓練を受け、育成される。彼らは、警察消防隊の監督及び指導の下にあり、消防活動について権限のある機関により任命される。

2 市民防衛隊及び自衛消防隊は、訓練及び火災消火に参加している期間、特別の施策を受ける。

第47条（警察消防隊の設置）

- 1 警察消防隊は、公安大臣の管理の下に武装し、国から地方まで統合された部隊である。
- 2 国は、国の発展の要求に見合った規則的、かつ近代的な警察消防隊をつくりあげる。
- 3 警察消防隊の編成については、政府の規則で定める。

第48条（警察消防隊の機能及び義務）

- 1 火災予防及び消防に関する法律の各規定の実施、指導
- 2 法律の普及宣伝、専門職の教育訓練、火災予防及び消防活動への一般大衆の参加
- 3 火災発生時の火災予防及び消防の解決方法の実現
- 4 火災予防及び消防の部隊の設置、整備並びに火災予防及び消防の方法の管理
- 5 火災予防及び消防の領域における進歩した科学及び工業の研究及び活用
- 6 火災予防及び消防の法律に違反する各行為の調査及び処理

第49条（警察消防隊の制服、記章及び処遇）

- 1 警察消防隊の士官、下士官及び隊員は、同様の制服、記章及び階級を有し、人民警察隊の部隊と同様な処遇、すなわち特別の付加給付及び政府の定める処遇が与えられる。
- 2 警察消防隊の隊員は、人民警察隊の部隊と同様な処遇が与えられる。

第5章 消防及び予防施設並びに車両

第50条（工場、組織、施設、家庭及び個人の消防用機材）

- 1 作業場、組織及び事業所は、火災予防及び消防の施設を設備し、並びに適切にかつ効果的に火災を制御し、火災による損害を軽減するために望ましい状況を作り出さなければならない。
- 2 家庭は、日常生活及び消防の両方に使用できる自由になる水利及び基礎的施設を持たなければならない。家庭は、近代的な火災防御施設を購入することを奨励される。
- 3 家庭、企業、生産及びサービスの事業所は、火災予防及び消防を所管する国の機関の定めるところにより施設を設けなければならない。

第51条（警察消防隊の装備）

国は、警察消防隊に対して、消火及び各種の状況で人を救助できる最新の消防設備及びその他の機材並びに車両を装備する。

第52条（消防用機材の管理及び使用）

- 1 作業場、組織、事業所、家庭及び個人における火災予防及び消防のための設備は、火災が発生したときにすぐに使用ができるように管理し、保守されていなければならない。
- 2 消火以外に、消防車両は、安全及び秩序を守る目的の場合並びに政府により定められたその他の場合にのみ使用することができる

第53条（消防用機材の製造及び輸入）

- 1 国内で製造され、又は輸入された火災予防及び消防の設備は、近代的で、調和し、環境に適し、高品質でベトナムの気候に適していなければならない。
- 2 火災予防及び消防のための設備の生産、取引及びサービスに従事する組織及び個人は、火災予防及び消防を所管する国の機関により定められた前述の事項及び専門技術についての必要な条件に適合していなければならない。

第 6 章 消防及び火災予防活動に対する出資

第54条（火災予防及び消防活動に対する財源）

- 1 火災予防及び消防活動のための財源は、次の各号に掲げるもので構成される。
 - a) 国の予算
 - b) 火災保険
 - c) 火災及び爆発発生の可能性のある生産品を産出する企業の売上高の一部
 - d) 法律の定める寄付金、国の内外の組織及び個人からの援助並びにその他の財源
- 2 国は、火災予防及び消防のための収入源、財源の管理及び利用について、具体的な立法を行う。
- 3 本条第1項に定める財源は、政府の定めるところにより、火災予防及び消防活動への支出のため公安大臣が管理する。

第55条（火災予防及び消防に割り当てられる国家予算）

- 1 国は、火災予防及び消防のための年間予算の割当てに優先度を与える。
- 2 国は、警察消防隊、行政単位、武装兵力及びその他の国家予算の配分を受けるものの火災予防及び消防活動の予算を保証する。
- 3 （省略）

第56条（火災予防及び消防に対する出資の奨励）

- 1 国は、国の内外の仕事場、組織及び個人が火災予防及び消防に関する科学的及び技術上の進歩に投資し、融資し、応用することを奨励し、助長する。
- 2 国は、消火設備の製造、組み立て、供給、輸入及び輸出並びに火災予防及び消防の技術に関する科学研究のための書籍、雑誌、資料、教育用設備及び施設の出版、輸入及び輸出への課税について特例的措置を講ずる。

第 7 章 火災予防及び消防についての国の責務

第57条（火災予防及び消防についての国の責務）

- 1 火災予防及び消防の戦術及び計画の作成及び施行の指導
- 2 火災予防及び消防に関する法令及び施策の公布及び施行
- 3 火災予防及び消防に関する法律及び知識の教育及び広報

- 4 火災予防及び消防活動の組織及び指導
- 5 火災予防及び消防の部隊、装備の組織、養成及び建設、並びに方法の管理
- 6 火災予防及び消防の活動のための年間予算の確保；火災予防及び消防に密接に係る火災保険の組織
- 7 火災予防及び消防に関して建設工事の設計案の審査、評価、検閲；安全方法の確認；火災予防及び消防に関する安全の条件の確認
- 8 火災予防及び消防に関する進歩した科学及び工業の研究、応用及び普及
- 9 火災予防及び消防に関する調査、検査、違反の処理、不服及び申立て、告訴の処理
- 10 火災予防及び消防についての統計
- 11 火災予防及び消防に関する国際協力

第58条（火災予防及び消防活動についての国の所管官庁）

- 1 政府は、火災予防及び消防について国の管理を行う。
- 2 公安省は、火災予防及び消防に関する国の管理の実施について政府に対して責任を有する。
- 3 各省、省的機関、政府機関は、自己に属する任務及び権限内で、火災予防及び消防に関する各規定を公安省とともに実現する責任を有する。
政府は、公安省と国防省の間の、国防施設に対する火災予防及び消防の実施並びに公安省と農業及び農村開発大臣の間の、森林の火災予防及び消防の実施について規定する。
- 4 その能力、機能及び力の限界内で、各階層の人民委員会は、政府の定めるところにより、その管轄区域内の火災予防及び消防について国の管理を尽くさなければならない。

第59条（火災予防及び消防の査察）

1～4（省略）

第60条（査察対象の権利及び義務）

（省略）

第61条（要求、告発及び訴訟の権利）

（省略）

第 8 章 報 償 及 び 罰 則

第62条（報償）

火災予防及び消防において目覚ましい行為を成し遂げた組織及び個人は、法律に従って報償が与えられる。

第63条（罰則）

- 1 火災予防及び消防で規制に違反したもの、火災予防及び消防活動を妨げたもの、火災及び消防の公務員に抵抗したもの、国の利益、組織及び個人の権利及び法的利益を犯したものは、その違反の程度により、罰せられ、行政罰に処せられ、訴追される。

- 2 火災予防及び消防に関する管理、組織及び監督上の無責任により、職場、組織及び事業所に火災が発生したときは、火災により生じた損害の程度により、これらの施設の長は、罰せられ、行政罰に処せられ、又は訴追される。
- 3 (省略)

第 9 章 補 則

第64条 (施行規定)

この法律は、2001年10月4日から施行する。

この法律に適合しない全ての法令は、廃止する。

第65条 (本法施行についての指導)

政府は、この法律の施行について細則を制定し、指導を行う。

「ベトナムの消防事情」関係参考文献

ベトナムの消防事情関係（消防事情と関係のある地方行政制度等を含む。）の主な参考文献を掲げる。

<ベトナムの行政・地方自治制度>

- ・ベトナムの地方制度 （財）自治体国際化協会 1998年6月
- ・ベトナムの行政改革 （財）自治体国際化協会 2002年9月

<ベトナムの消防・防災事情>

- ・アジアの消防(7) ベトナム共和国 岡部宏泰著 近代消防 全国加除法令出版 1973年6月
- ・ベトナムの消防事情調査報告書 （財）日本消防設備安全センター 1993年
- ・海外消防事情調査研究委員会報告書<世界各国の消防に関するアンケート調査結果> ベトナム 海外消防情報の活用に関する調査研究委員会 1993年12月
- ・20世紀アジア自然災害データブック アジア防災センター 2000年7月
- ・消防に関する国際協力の推進に関する調査研究報告書（ヴェトナム） 国際協力事業団 2000年11月
- ・ヴェトナムの消防事情 岡本吉晃著 近代消防 近代消防社 2001年4月
- ・ベトナムの消防事情（その1・その2） 岡本吉晃著 フェスク （財）日本消防設備安全センター 2001年4月・5月

その他ベトナム政府の資料等

既 刊

海外消防情報シリーズ1	イギリスの消防事情	A4判	本文42頁
海外消防情報シリーズ2	ドイツの消防事情	A4判	本文63頁
海外消防情報シリーズ3	フランスの消防事情	A4判	本文67頁
海外消防情報シリーズ4	アメリカの消防事情	A4判	本文91頁
海外消防情報シリーズ5	韓国の消防事情	A4判	本文37頁
海外消防情報シリーズ6	中国の消防事情	A4判	本文42頁
海外消防情報シリーズ7	フィリピンの消防事情	A4判	本文48頁
海外消防情報シリーズ8	マレーシアの消防事情	A4判	本文52頁
海外消防情報シリーズ9	インドネシアの消防事情	A4判	本文66頁

海外消防情報シリーズ 10

ベトナムの消防事情

発行 平成15年10月31日

[編集・発行] 海外消防情報センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16

(財)日本消防設備安全センター内

電話 (03) 3501-7925

FAX (03) 3501-7903

無断転載禁ずる